

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成26年那智勝浦町議会第2回定例会)

平成26年6月16日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

5番 蜷川勝彦……………85

1. 町長の選挙時の公約について
2. 人口減少にどのように対応し、対策はいかに

6番 湊谷幸三……………97

1. ハザードマップの活用について
2. 太陽光発電システムの運用について

11番 中岩和子……………112

1. 子育て支援について(紀州3人っこ施策への取り組みなど)
2. 子ども・子育て支援新制度について

9番 松岡大輔……………117

1. 町長の政治姿勢について

1番 左近 誠……………126

1. 快適な環境 町道認定と生活道の整備について
2. 県津波災害対応実践訓練への研修派遣について
3. 全国小中学校 学力テストについて

3番 下崎弘通……………136

1. 市野々地内の切り取り工事のその後について

7番 田中幸子……………141

1. 福祉のまちづくりについて

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 左近 誠	2番 荒尾典男
3番 下崎弘通	4番 森本隆夫
5番 蜷川勝彦	6番 湊谷幸三
7番 田中幸子	8番 東 信介
9番 松岡大輔	10番 山縣弘明
11番 中岩和子	12番 引地稔治

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

4番 森本隆夫 離席 12時59分～14時09分

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町 長 寺本真一 副町長 植地篤延

教 育 長 森 崇
参 事 城 本 和 男
(総務課長)
総務課新病院
建設推進室長 浪 花 潔
病院事務長 喜 田 直
住 民 課 長 玉 井 弘 史
観光産業課長 松 下 安 孝
水 道 課 長 藪 根 敏 夫

消 防 長 塩 崎 文 二
参 事 瀧 本 雄 之
(教育次長)
会 計 管 理 者 田 代 雅 伸
税 務 課 長 久 原 章 功
福 祉 課 長 大 江 政 典
建 設 課 長 橋 本 典 幸
総務課副課長 矢 熊 義 人

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長 伊 藤 善 之
事 務 局 主 査 寺 地 強
事 務 局 副 主 査 疋 田 晋 一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

再開に先立ち傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

○議長（森本隆夫君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（森本隆夫君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付いたしております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って、5番蜷川議員の一般質問を許可します。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、町長の公約についてお尋ねいたします。

町長、町長の1期目は2011年の台風12号の災害処理に追われて、町長の思いや公約を十分実現できなかったことと思います。2期目の任期でこれを達成されることを期待しております。

それでは、昨年12月の選挙で町民の皆様には町長が公約された項目についてお尋ねいたします。

町長は、昨年12月にこういう、この「希望にあふれるまちづくり」というビラを出しました。このビラの最初に「災害に強いまちづくり」とあります。近年、毎年日本の各地で地震、津波、土石流、洪水等、自然災害が多発しております。政府も国土強靱化法を制定しようとしております。古来、治水治水は政治の最も重要な課題でした。

そこでお尋ねいたします。

山の中で地すべりが人家や道路まで達せずに途中でとまっているところがあります。私の家から妙法山を見ますと3カ所あります。保天美山を見ますと1カ所あります。これは先日当局が作成いたしました洪水・土砂災害ハザードマップ、これにも載っておりません。このハザードマップに記載する基準というのはどこにあるか、まずお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 土砂災害のハザードマップでございますが、県のほうから資料をいただいております、それを私どものそのハザードマップの中へ落とししたというふうな形になっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） このような地すべりが途中でとまって、これが下へ落ちてくるおそれがあるようなところを町で把握していますでしょうか。把握しているのであれば、優先順位とか予算がありますのですぐには対処できないかと思えますけども、住民の皆様にお知らせすることによって、住民の皆様がみずから危険を避けるということができると思うんですけども、いかがでございますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 今の質問にお答えします。

議員指摘の小阪地域の箇所というのは、多分ゴルフ場の近辺の山林だと思います。それにつきましては、現在私どものほうでも現場、県の同席の中、現場確認しまして、現在県の治山事業でその対応をお願いしているところでございます。そして、ことしの要望の中にその箇所も上げて、県の対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 濟いません、小阪地区ではなくして妙法山。私の家から見える県道から上のところ。あのゴルフ場の近くなので、確におっしゃるところだと思います。

ここ以外に、那智勝浦町で同じような状況のところがあるんですけども、そういう地点の把握する努力はされておられますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、治山事業の対応につきましては、まず住民の方の情報をいただけるというのが一番大事かと思えます。私ども担当の者が仕事の中で地区へ行く場合、それぞれ森林のできる範囲でやっております。また、県のほうも担当課、担当セクションにおきましてはそれぞれ森林のパトロール等々もやっておりますが、いかんせん、人的な部分もございますので、多くは住民の方の情報に頼る部分が多いかと思えます。

そして、そういう情報をいただいた場合、その規模によりまして、現場を確認した中で規模によりまして県で実施する国営事業、あるいは小さい規模の場合ですと県のほうの市町村に対する補助事業等々で、それぞれ現場に応じて対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 住民からの通報があった場合、しっかりやっていただくということと、それから広報ですね、住民の方にお知らせして、大雨のときなんか、そういう危険から避けられるようにしていただければと思います。

それで、先般の台風12号で上流から流れてきた流木が川の途中でせきとめられて堆積しているところもあるんですけども、これは大雨のときダムとなって、もし決壊した場合は被害が

出るおそれがあると思うんですけども、こういう河川についての調査はいかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

河川につきましては、御存じのとおり町管理河川、県管理河川がございまして、県の管理河川につきましては新宮建設部が中心に流木の撤去を行っているところでございますが、100%とれているかといえば、100%とれていない部分もあります。したがって、県が現在砂防の工事をさせていただいております、その関係で撤去できる分は撤去するというので、今後とも残っている部分につきましては県のほうへお願いをする方向でございまして、町管理の部分につきましても100%撤去できていない部分がありますので、なるべく早く撤去できる方向で検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 車で県道を走ってますと、金山のところの土石流跡地が見えるんですけども、その土石流跡と山林との境目がありますね、そこにある木が倒れて土砂もちょっとずつ崩れてきているようなんですね。これ以上崩壊するのを防ぐために、その境界のところから一定距離にある樹木、地面に対する樹木の重さによる負荷を軽くするために伐採して搬出するというようなことは必要じゃないかなあと私は思うんですけど、そういう計画はありますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

金山谷の工事につきましては、現在国土交通省の事業主体によりまして砂防堰堤工事が下流川に第1堰堤、上流側に第2堰堤が建築して、もう既に本堤は完成しております。それをつなぐ溪流保全工というのが、水路の工事が現在計画中でございまして、その中で現在堆積している岩石等につきましては撤去を、100%ではありませんけども、撤去できる部分は溪流保全工の中で撤去するというので聞いております。

それと、今議員御指摘のその山林につきましては、砂防堰堤の場合は堆砂敷といいまして、土砂のたまる部分が確保しなければならないようになってまして、その部分につきましては用地買収を行い、今後立木の伐採ということで、第1堰堤、第2堰堤とも、そういった形の工事が今後進むということを聞いております。

さらに、第2堰堤の上流側には堆積工といいまして、土石流、今後不安定土砂が大雨によって流れ出たときに堆積できるようにということで、第2堰堤の奥に堆積工が予定されておりますので、その部分の用地買収に伴います立木の伐採というのも今後進められるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） どうもありがとうございます。

できるだけ危険な災害が拡大しないようによくお願いいたします。

それで、京都大学の防災研究所というところがありまして、ここは地震計を使って2011年紀伊半島豪雨で発生した深層崩壊の波形を解析して場所を特定できるシステムを開発したそうです。緊急地震速報のように予知はできないんですけども、その後の避難とかに使えるように研究しているんだそうです。

京都大学のその防災研究所に御協力いただいて、当町もその地震計を設置して、このシステムを運用したらいかがかと考えるんですけども、いかがでございますか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） そのようなシステムがあるのであれば活用したいと思いますですが、予算等もございますので、もう少し勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 今後当町では土砂災害対策技術センターというのを計画しておられますね。ここで、このシステムを京都大学の知恵をかりて研究し、より精度を高めて住民の避難とか二次災害の防止に役立てたらいかがと思うんですけども、町当局からこのセンターにこういう提案をしてみたいはいかがでしょうか、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今後国が中心に、国、県、町、さらには大学のそういった研究機関を含めた土砂災害の機構という形が今後形成されるということを聞いておりますので、そういった専門的分野につきましても、大学の専門家が今後そういったグループに入る予定になってますので、そういった部分を十分利用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） よろしくをお願いいたします。

それでは、私はシシ山をやっておりまして、山の中に入りますと、間伐されずに放置した人工林が目につくんですね。どれほどの面積があるか、ちょっと私わかんないんですけども、こういうところに入りますと鳥のさえずり声は全くないし、虫の声も聞こえないですね。沈黙の森になっちゃってます。地面が露出した茶色い世界が、真っ茶色の砂漠みたいな世界が広がってるんです。これは獣害の拡大にもつながっていると私は考えているんですね。このようなところに一たび大きな雨が降りますと、雨水が地面をたたいて、それが土砂を巻き込んで泥水となって、その泥水というのは比重が高くなりますから、台風12号のときのように大きな岩や石をも動かす力になっちゃうんじゃないかと私は考えておるんです。

それで、山づくり、治山が私は大事だと思っているんですけども、災害に強い山っていうのはどんな山かと思って考えてみたんですけど、私は伊勢神宮の宮域林がそうじゃないかと思う

んです。

2010年11月、我々町議会議員は伊勢市の河崎の商人館というところを視察したんですね。ここは熱田川、五十鈴川というところがあるんですけども、ここは氾濫を繰り返す暴れ川だったんです。その原因はどこにあったのかというと、江戸時代の末期に「おかげ参り」と「ええじゃないか」というものがありまして、社会の動乱期ですね、このころ、日本の人口はおおよそ3,500万人だったんです。そのうちの1割、350万から500万の人が伊勢に押しかけたんですね。押しかけたというか、伊勢にお参りしたんです。その人々をおもてなしするために、この宮域林の山を切って薪にしちゃった。山が荒廃して洪水が頻発するようになったんです。1923年、大正12年、この神域の保護と宮域林からの御用材を切り出すため、伊勢神宮っていうのは20年ごとに遷宮となりまして建てかえやってますから、その御用材はもともとはこの宮域林から出したわけですね。その宮域林から今後用材を出すために山づくりを始めたんです。保水力を高めるためと生物多様性の保護を目的に、尾根筋は幅30メートルにわたって植林せずに天然林、川筋は両幅合わせて60メートルの区間、植林せずに、ここも天然林として、1ヘクタール当たり100本のヒノキを目標に広葉樹との混交林をここではつくったんです。その山を育てた結果、現在では1日500ミリの雨水を保水する山になりました。昨年、式年遷宮では、用材1万4,000本のうちの2割、それを切り出せるようになるまでに回復したんですね。

那智勝浦町も、この伊勢神宮の宮域林を参考に山づくりをしてみたいかと思うんですが、いかがでございますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

現在議員おっしゃられるとおり、町内に放置山林というのは広い面積を占めているのは事実でございます。この面積については十分な把握はしておらないんですけども、現在森林の管理ということで、国及び県の補助をいただきながら間伐等の施業に対して、ことしの場合で約170ヘクタール実施しております。

こういう形で今後も実施していきたいと思いますが、この中で、やはり問題になってくるのが不在所有者に対する対応になってきております。現在そういう町内に不在の所有者及びそういった方の放置林に対しましては、森林組合等々がそういった方のところへ出向きましていろいろ森林の施業に対する理解をいただきまして、それで約100ヘクタールから150ヘクタールぐらいのそういった施業、間伐等々行っております。そういう形で少しでも放置山林を減らすよう、今県及び国の補助をいただきながら実施しているところでございます。

それと、広葉樹の、いわゆる複層林にして災害に強い山ということですけども、それにつきましても、やはり町内施業対象になる山林につきましても所有者の方がございますので、その方、所有者とも話しながら、そういった部分での要望あるいはそういった部分で強い郷土づくりということで、森林施業にもそういったものを取り込めるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 要間伐林制度というのがあるはずなんですが、それによりますと、町長が公告して、ある一定期間を経て県と相談の上でそういう放置人工林の間伐ができるというような制度があって、その間伐した木材をその施業に当たった費用に充てるという制度だと私は理解してるんですけども、そういう制度を利用して間伐する予定はないでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議員おっしゃられるとおり要間伐制度という制度はございます。

これについては、要間伐森林である旨を相手に通知しまして、その中で協議していく。そして協議がかなわない場合、森林法に基づきまして県知事に調定の申請をする。そういった流れの中で処理していくというシステムでございますが、現在のところ、和歌山県に問い合わせた中で、県内、そのシステムをやっているところは、やった事例はございませんという返事ございました。

これにつきましては、森林所有者との、まず話し合い、協議、そういったものがまず前提にございますので、そういう部分も考えながら、県等の指導を受けながら、もし将来そういう必要があるならば考えていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） いろいろな使いやすい制度ができてきていると思いますので、こういうものを利用して治山治水に努力していただければと思います。

次に、東海・東南海・南海地震と津波についてお尋ねいたします。

ことしの4月に新宮市で横浜国立大学の宮脇昭名誉教授の「緑の防波堤」という講演会がありましたけれども、町の職員でこの講演会に参加された方はおられるでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 防災担当者のほうで出席したという話は聞いておりません。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） この宮脇教授は、東北大震災の教訓を生かして、津波の勢力を少なくするために海岸線に緑の防波堤をつくらうという発想を持って、元総理大臣の細川さんも応援してるみたいなんですけれども。

それで、新宮市はこの宮脇教授の考えを取り入れて、津波対策及び防風林として製紙工場跡地に緑の防波堤を整備すると報道されてたんですね、熊野新聞でこれを読んだんですけども。当町でも津波からの避難時間を少しでも短くする。当町の場合、東北と違いまして、地震発生から津波が来るまでの時間は5分ぐらいで、かなり避難する時間が短いわけです。この避難時間を少しでも長くするためと、津波の力をそぐために植林をしたらいかがかと思うんですけども。

もともと日本の原風景は白砂青松で、白い砂浜に青い松が植わってたのが日本の原風景だと思うんですけども、これは観光資源にもなりますし、風を防ぐのにもなりますし、防砂林にもなると思うんですね。こういう植林、海岸線への津波対策及び防風防砂対策としての植林とい

うのを考えておられないでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員おっしゃられますのは、自然を活用して防風林で地震対策、津波対策ということかと思えます。

新宮市の場合は地形的な条件というのもあろうかと思えます。そしてまた、当町につきましても、もとの天満の地区が松を植えてた、自然のちょっと堤防になってたというような状況もあろうかと思えます。地形的にちょっとそこらあたりがどうなんかなあという気はするんですけども、私どもといたしましては、すぐに、やはり避難場所の確保、避難路の確保ということで緊急性をもって考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 先ほど申しましたように、地震発生から津波が来るまでの時間が短く、避難の時間を確保するっていうのは難しいですね。特に災害弱者と言われる御老人とか子供さんは難しいと思うんですけども。

昨年の色川地区の地区懇談会で、津波が起こる前に、希望される方に高台へ移転したらいかかかという提案を私させていただきました。私の住む南平野というのは、人が住んでる家は25軒なんですね。空き家が30軒あるんです。新しくできたこのハザードマップでも、南平野は川筋でなければ安全な地域だと思うんですね、これ見ても。ですから、こちらのほうへ、もし希望される方があるのであれば移住していただいて、これは色川の過疎化対策にもなると思うんですが。それで、この提案についてその後、御検討いただけましたでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 色川の地区懇談会でのお話かと思えます。

その後、特に高台移転、組織だってそういうふうな話はさせていただいておりません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） これを検討していただいて、できるだけ人的被害を少なくするように考えていただければと思います。

それで、和歌山県は2012年1月に施行した建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例というのをつくっておりますね。これを初めて那智勝浦町で適用したと聞いております。これは廃墟、人の住まなくなった空き家で老朽化した建物を撤去するという勧告をしたと思うんですけども、その後、これはどのようになっていますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 県の事業でございまして、地区の住民の方々が景観上ふさわしくないということで県のほうへ申請されてということでございます。

この間の新聞報道があったのは存じておりますけども、特に私どものほうで今のところ動き等はございません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 那智勝浦町は多分町なかでも空き家が結構ふえてきてまして、シロアリに食害されたり何なりで傷んでる家も多くなってきてると思うんですよ。こういう家は、もし地震とか津波とかが来た場合、避難するのに障害になると思うんですね。できるだけ何とかしなきゃならんと思うんですけども、この和歌山県の条例によりますと、この命令に従わない場合、行政代執行の対象となる。撤去コストを自治体が負担する場合がありますんですけども、これもし撤去するとなったら、那智勝浦町の負担になるんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 県の事業で行っていることでございます。那智勝浦町のほうで負担というお話は聞いておりません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） わかりました。

私はこれで見えて思ったんですけども、もし所有者が負担しない場合、土地を差し押さえてその売却代金を撤去費用に充てることも可能かと思うんですけども、このような条例を那智勝浦町でつくられて、地震なんかの災害の場合の避難路を確保するようにしたらいかがかと思うんですけども、当町はそういう計画はありますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 県のこの景観の条例、画期的な条例かと思っております。那智勝浦町ではこの方法にのっとりましてこれを活用していきたい、活用というか、県の条例のほうでやっていただきたいなと思っております。町独自でということは特に考えてございません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） できるだけ県の制度を利用して、津波避難困難、津波の避難とか地震の避難の障害になるようなものは早目に撤去していただければ助かる人も多くなるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

ことしは熊野古道世界遺産登録と、それからサンティアゴの巡礼道と姉妹提携して10周年となっておりますね。那智勝浦町の観光協会も台湾と提携したり、外国からの誘客に努めておられるかと思っておりますけれども、サンティアゴの道の巡礼道がありますのでスペイン語圏への古道の紹介とか誘客はどのようになさっておられますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 現在スペインとの友好関係につきましては、県及び田辺市のほうでそれを行っております。それにつきましては、私ども詳細把握しておりませんが、田辺市本

宮まで含めて、今そういった友好都市の交流を今始めている段階ということを知っており  
ます。その程度の把握になります。私どもで今把握している部分につきましては以上でござ  
います。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 観光産業課長にお尋ねいたします。

OKUジャパンというホームページがあるんですけども、ごらんになったことはありませ  
んでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 申しわけありません。今まで見たことはございません。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） このOKUジャパンというホームページでは、熊野古道を歩く外国人観光  
客を募集しております。その終着地点は勝浦になってるんですね。勝浦になってるんですけ  
ども、こういう外国人観光客をお迎えする施設、まあゲストハウスというみたいですが、  
寝台とシャワーがある、食事を提供しない会員宿泊施設なんですけれど、そういうものは勝浦  
にありますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 私どもが把握している範囲ではそういう施設はございません。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） せっかくですね、那智勝浦町に来てくださるんですから、来られた外国の  
観光客の方が勝浦の町を歩き楽しんでいただく、こういう案内ガイドという外国語でガイドで  
きる方は何名ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 現在町内の方で外国語、主に英語ですけども、御案内して  
る方はございません。新宮のガイドの会の方等、よその英語のガイドの必要な場合は新宮のガイドの  
方を頼んでおるのが現状でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 那智勝浦町でそういう方を養成、募集する予定はありますか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） それにつきましては、必要度というのは現在町なかでも外国人の  
方がバックパックをしょいまして、観光されているのを時々見かけます。今後必要度が増して  
くるのかなあと思っております。その部分については、ガイドさんの中で英語を研修して自分  
の技量を上げていくという人がどういう方がおられるのか、あるいは英語のしゃべれる方でガ  
イドをやろうという方、そういった方の募集も今後必要になってくるかと考えております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） ことしの8月にメキシコの日本語学校の生徒とその保護者40名が本町に修  
学旅行に来られます。毎年、このような日本語学校の生徒の修学旅行の行く先として那智勝浦

町に来ていただいて、日本語が学習できるようになればと思うんですけども、教育長にお尋ねしたいんですけども、小・中学校の国語の時間にこのような日本語学習者が授業参観しに、勉強できるような機会をつくれないものでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 教育長とは書いてありませんけども、担当課長というふうに私は書いたつもりですけど。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 現在小学校、中学校におきましては文科省のカリキュラム等々の消化と言うたら言葉は悪いんですが、追われておるような状況でございます。各学校、非常に忙しくいろんな研究等々やらさせていただいております。その中でそういう要望があれば、学校の授業の中で消化できるかどうか、時間的にですね、まあ検討はさせていただきますが、非常に今、いろんな学校における要求が多うございまして、かなり難しい、時間設定は難しくなるかと思っております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 和歌山県には日墨、日本とメキシコですね、戦略的グローバルパートナーシップ研修計画というのがあるんですけど、これちょっと町にお尋ねしてもわからないかと思うんですけども、これに有効に利用できないかとちょっと考えてるんですけども。

それで、せっかくそのメキシコの日本語学校から来るんですから、この機会に世界の国々にある日本語学校、いっぱいあると思うんですね。そこの修学旅行先として勝浦をアピールするような考えはないでしょうか。町長どうですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

議員おっしゃるように、この間、町長室のほうへ尋ねてきていただいて、そのメキシコの話、聞かせていただいたわけなんですけれども、できる限り、その対応としましてはいろいろな意見を参考にしながら、特に毎年数十名のメキシコの学生の方が来られるということで、お宿のほうはいろいろとこちらのほうで用意というんですか、紹介させていただいて、そこはさせていただくということになりましたけれども、今後も今言われたようなことも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） よろしく願いいたします。

那智勝浦町のホームページに2013年の統計資料があります。それによりますと、1960年、昭和35年には人口が2万5,800人以上ありました。ですが、2014年、平成26年には1万6,000人台になり、住民課の将来人口推計では、2036年、平成48年、ちょうど我々団塊の世代が亡くなるころなんですけれども、そのころには1万200人と推計されておられます。

また、国土交通省の国土の長期展望でも、急速に人口が減少する地域、過疎地ですね、そういう地域の崩壊が指摘されております。

それで、色川地区では30年以上前から人口減少、学校存続に危機感を持った元町会議員の榎本さんですとか田古良さんなど、地区の有志によりましてIターン者を受け入れる事業が進められてきました。このたび、色川地域振興推進委員会が移住者の受け入れ及び地域活性化の取り組みが認められて、国交省及び農林水産省がやっておられます「ディスカバー農山漁村の宝」に選定されました。それで、全国にモデル地区として発信されることになったんですけれども、町長は1期目に海士町のIターン受け入れを視察されてこられたと聞いておりますけれども、今後Iターン、Uターンの促進が人口減少対策の一つになると私は考えておるんですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃるとおり、Iターン、Uターンの方がこちらへ入ってきてくれば、人口減の一つの施策になろうかと思っております。そういった意味で、色川でいかにどういうふうな形で受け入れができるかというのは、集落支援員とか地域まちおこし協力隊ですか、そういう人との、地元とのかかわり合いの中でどのような方策ができていくのか、これからもそういう人の意見も、日常活動している中でのことを聞きながら、色川で取り入れていけるべきことはやっていきたいと。

ただ、何分向こうで、色川で、面積的とか生活していただくの規模というのがどれぐらいのものができるのかというのは、まだこちらも把握してないところで、今後はどれぐらいの入植者がそこで生活できるのかというのも研究しながら、太田のところのことからそういう受け入れができるかどうかわかりませんが、そういう方向も今太田の地おこし会というんですか、Iターンの関係のことも進めていっていただけるようになってきていると思います。そういうことでいろいろIターンとかUターンの方の受け入れというのもこれからも考えていくべきことだと考えております。

○議長（森本隆夫君） 5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） 町長が1期目に視察してこられた海士町は漁業者の受け入れを主にやっておられると思うんですけども、那智勝浦町には農業だけじゃなくて漁業もありますね。その漁業者のほうのIターン、Uターンの受け入れ促進についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 漁業のほうについても、そういうことがあれば進めてまいりたいと考えます。ただ、なかなか難しいのが組合員の、正組合員の資格とか、そういう取得の方法とか、そしてこちらの中で沿岸の漁業でどれぐらいの生活ができるかというのがあります。そういう中で、まあいろいろ考えることはあるんですけれども、具体的にそれが実行できるかという、なかなか難しいという部分がございます。そういう意味でも、どちらにしろ、山にしろ、海にしろ、そういう方が来ていただければ、その辺については、また考えていければと考えます。

○議長（森本隆夫君） 5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） この人口減少がますます加速する中、空き家の増加というのは深刻になっ

てくると思うんですけども、和歌山県は空き家率17.9%で日本3位ということなんですけれども、1位、2位の山梨県、長野県は、別荘が多くて、別荘もこの空き家にカウントしているんですね。だから実質、和歌山県は空き家率日本一だと私は考えておるんですけども、それにもかかわらず、この市街地部分の不動産の流通及び色川みたいな山村のところも不動産流通がそんなになくて、価格が下がっているところもあるんでしょうけれども、こういう商店街のところなんかは高く、移住したい人が土地を購入したいと、土地や家屋を購入したいと思ったり、新たに事業を始めたいと思っても困難な状況があるんですね。

ドイツ、まあドイツの話はちょっと置いときまして、当町では、空き家バンクというのをつくって、それで新たに入ってきた人に広報してますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 空き家対策でございますけれども、今のところは過疎対策、移住定住対策のほうで色川の地域振興推進委員会のほうでしていただいたりしておりますけれども、町なかで住宅とか商店とかがあいてるとか、そういうふうなことは特に考えてございません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 具体的な例を挙げますと、先ほど申しましたゲストハウスをやりたいという方がおられたんですけども、できるだけ駅に近いところでというふうに考えておられました、その人は。ですが、なかなか適当な物件が見つからないんですね。高いとか、売らない、貸さないというのがあります。そういう物件の流動化を促せば、また新たにこの当町へ入ってこられる方がふえ、また新たな事業も展開する方も出てくるかと思うんですけども、総務課長、どのようにお考えですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 民間で行っている不動産の関係の取引等がございますので、そちらのほうに関して町のほうがどういう働きかけをするかというのは、ちょっと難しい面もあるかと思えます。ただ、これからの人口減に対応するには、そういう面の検討もまたこれから必要になってくるのかなと。大きく人口減に対してどうしていくのかという大きな目でのそういう見方も必要になってくるのかなと思えます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） ドイツはちょっと極端なことをやってるんですけども、住宅の新築を禁止しちゃって、中古住宅の利用促進をしてるんですね。ここまで極端でなくても、何とか中古住宅の流通及び不動産の流通を求めらる方がいるのであれば得られるように促進していただければと考えております。

私はこういう急激な人口減及び高齢化の中、大事だと思うのは、町長が常に住民の皆様にも現状を話して危機意識を持ってもらって、全町一丸となってこういう那智勝浦町の当面する課題

に対応していただくよう、先頭に立ってですね、町長は那智勝浦町のリーダーなんですからやらなきゃならないと私は考えております。

最後に、町長的那智勝浦町の当面する課題をどう解決するかということについての決意を語っていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 課題はたくさんございます。防災から始まって活性化の問題、いろいろあるんですけども、それ一つ一つについては議員のような斬新的な意見も聞かせていただきながら今後の行政運営でしっかりと町の維持発展というんですか、現状を少なくとも急速に減退するんじゃなくて緩やかな衰退というんですか、そのような形ができて、ある場所の時期のところではそれが歯どめになるような方策で進めればと考えます。今のところ、全国的に人口減については得策もなく進んでまいっておりますけれども、ある時期のところでは我々の町も観光が資源とか、いろいろなものを持っていますので、その辺で歯どめになるよう、まあ外来の皆さん、町外からもこっちへ定住していただけるような方策もこれからは考えていきたい。

先ほど言っていましたような、住宅の空き家問題で町が管理しながら、それを提供していくというような形というのはなかなか難しいかと思うので、相談があれば、その都度我々のできる方向でいろいろと手助けをしていければと考えます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開10時10分。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時50分 休憩

10時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、6番湊谷議員の一般質問を許可します。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、私今回ハザードマップの活用についてということと、太陽光発電システムの運用についてという2点について、まあほかに脱線するかもしれませんが、この2点についてお伺いしたいと思います。

このハザードマップを見ますと、避難場所というのも書いてある、一番最初、避難場所。この避難場所というのは、そこに緊急避難場所あるいは一次避難場所、中核避難場所とこういうふうな記載があります。これはどういうことでこういうふうな分け方をされてあるのか、ひとつ御説明なりお教え願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） ハザードマップの避難所の質問でございます。中核避難所につきましては8カ所を別にこさえてございます。それとまた、星印がついているところなんですけども、避難所につきましては星印1つから星印3つを付記しております。レベル1につきましては緊急の避難場所、レベル2につきましてはレベル3の避難する余裕のないときにレベル2の避難所をとということです。レベル3につきましては安全な場所ということになっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 一応町が避難場所として皆さんにお示しするというのであれば、それはもう、この巨大地震が来ても大丈夫ですよと、だけど絶対とは言えませんが、まあ大丈夫ですよというところじゃないとね、レベル1、レベル2、レベル3の話と違うと思うんですよ。

もう一度ね、緊急避難場所というのはどういうことを指して緊急避難場所ということにしてあるのか。それと一次避難場所はどうかと。中核避難場所8カ所あると言われましたが、どういう場所を中核避難場所、みんな安全なんでしょう、安全は安全なんですよ。

これ中核避難場所は、もう100%安全やということだと思うんですけど、この中核避難場所ですとね、私も今までね、これ中核避難場所といえば、よく言われますね、1週間程度はもう、巨大地震が来た場合は、襲来した場合は1週間ぐらいは自分らで生活せんといかんよと、そういう報告もありましたね、政府の。政府の機関の。審議会みたいところでそういう報告もありましたね。そこで、そういうことに耐えられる場所を中核避難場所と言うのかなと思っておったら、今レベル1、レベル2、レベル3の話ではないと思うんです。前からこういう表現がありましたんで、もう一回ひとつ。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 中核避難場所につきましては8カ所、宇久井小・中、那智中、勝浦小、色川小、太田小、下里小・中というふうなところで指定しております。これは今までにも指定されてあったところでございます。

それとまた、この防災マップの関係で避難所を、以前の避難所の形で落とささせていただいております。当町では南海トラフの地震で最大津波高14メートルということで、今まで避難所にしていた部分につきましても浸水の危険性が生じてまいります。緊急に避難所の見直し、避難ビルの指定、新たな確保等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それで、あれですね、まあまあこれは一時的なもんだと、また新たにまたそういうふうに見直しした結果、ふえることもあるだろうし、また減ることもあるということでしょうね。

それでですね、津波避難先の安全レベルについてというように書かれてあると、それには、まずはレベル3を目指して逃げてくださいますと、レベル3に避難する時間がないときはレベル2

へと、そう書いてますね。その下には、浸水の危険がある地域でレベル2、3に避難する時間がないときはレベル1に逃げてください。これはよくわかります。これよくわかる。その下にレベル1とはどういうものかということを書いてある。浸水の危険性がある地域で避難場所が浸水する危険性がある施設を、レベル2あるいは3へ避難する余裕がない場合の緊急避難先として指定したということですね、指定と書いてある。避難先に指定してもうたら困るんですね、レベル1を。浸水の危険性があるんですからね。この危険性があるところへ逃げてくださいというわけにいかんでしょうが。そこへ逃げたら。もし東北の津波でもあったでしょう。そこへ逃げて、全員が亡くなったと、安全やなかったんで。安全やないと言われた庁舎のほうへ逃げた人は助かった。全部とは言いませんけどね、助かったと。そういう話もありますんでね、このレベル1、私はこのレベル1というのをずっと見たんですけど、レベル1、ほとんどが建物の上とかそういうところで、これは安全やなど。1カ所だけ、これは安全やないんやないかというようなところもありますけどね。だから、ここらあたりの記載が、これ読んだ人はあれと思いますよ。だから、これも一遍、ここらあたりをやっぱりもうちょっと考えていかんと、住民はこの避難先についても、住民信用できませんよ、これは。しませんよ。

まず、ちなみにレベル2というところにこう書いてあるんです。浸水の危険性がある地域で海から離れた場所にあり、避難場所の高さまで浸水しない施設を、レベル3へ避難する余裕がないときの緊急避難先として指定。わかりにくいんですよ、これも。海から離れてたって、低い土地はありますね、2メートルやそこらで。ほたらどうなんなという話にもなりますんで、またここらの表現も、もう少しちょっと工夫しないとね。おかしいです。これ実態と合っていないところもあるんですよ、これ。

それから、レベル3、これはいいと思うんですね。浸水の危険性がない地域に、より標高が高く、より離れた安全な場所を指定。これも変、表現としてはおかしいですね。私だったらですよ、この浸水の危険性がない地域だということは明記しても、そこで「より」とは何よりですか。標高が高く離れた安全な場所、まあ海岸から離れた安全な場所を指定したんだと、そういう表現にせんとおかしいですよ、これ表現が。まあ一遍、内部でひとつ検討していただきたいと思います。どうですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 避難先の安全レベルでございます。

議員御指摘のところもあろうかと思えます。まずはその図面を、イラストの図面がありますけども、こちらを見ていただいたらよくわかると思うんですけども、まずは、やはりレベル3を目指して逃げていただきたい。その中で、やはり津波浸水想定地域におられる場合もあろうかと思えますので、その場合はレベル1であるビルの上へでも上がっていただきたい。まずそうやって上がっていただきたい。最終的にはレベル3のところでも安全な場所に身を落ちつかせていただきたいと思うんですけども、そういう状況にあるかどうかはわかりません。そしてまた、津波の大きさにもよると思えますので、その時点での最善の方法で避難していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 強い揺れ、今まで経験したことのないような強い揺れがあったら、これは大地震やと、大津波が来る。そういう認識のもとで、本当ならば、安全なところへ逃げんといかんのですよ、逃げんと。だから、本当なら3に逃げるのが本当、一番いいかもしれませんが、遠い人がありますね、3まで届かない人が。そのためには、せめて2ぐらいにしとかんとね。1へ逃げてくれと、浸水のおそれのある場所へ逃げてくれというわけにいかんでしょうが。つかりますよと、つかる可能性もありますよというところへ逃げてくれという、不親切ですよ。せめてレベル2ぐらいにしとかんとね。浸水のおそれがあるところへ逃げたってしゃあないでしょうが。そういうふうにはひとつね。まあこれは考え方ですけどね、私そう思いますんで、ひとつその点も検討していただきたいと思います。防災担当のほうでね。もちろん自主防災の方ともいろいろ議論していただいたら結構ですよ、と思いますよ、自主防災あるいは町民の方と。

それですとね、このレベル1に、まあ宇久井では県営住宅宇久井団地というのがありますね。県営住宅宇久井団地は4階建てですとね。だからあそこの上に上ったら、まあ助かるんでしょう。だけど、あそこは踊り場しかないんですよ、踊り場しか。踊り場に何人、まあ3階の踊り場でしょうがね、あそこも5メートルか6メートルぐらいつかるんではよ。2階だったらつかるんですよ。だから3階の踊り場、3階の踊り場あるいは階段に何人避難できますかね。そしてまた、勝浦のほうへ行くとエステートウチダ2というのがありますね。これはマンションでしょうね、アパートか。これはどんな構造になってるのか知りませんが、そんなに大勢の方が避難できないと思うんですよ。

一番問題は、勝浦漁港の人工地盤なんですよ。あそこ5メートルか6メートルつかるんではよ、巨大津波。あそこ5メートルもないでしょうが。3メートル幾つか4メートルぐらいと違いますか。そこをレベル1です。つかる。

だけど、津波が来るまではどんな大きな津波かわかりませんが、まず一番大きい13メートルなり14メートルの津波が来るということを想定して逃げてもらうんではよ、避難してもらうんではよ。だからこういうところをね、そら個人によつたらここでええよという人もおるかもしれませんがね。行政が避難先として指示をするということはどうでしょうかね。町長、どうですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） まあ議員おっしゃるように、確かに想定の上にあるところから逃げるといのは、危ないやないかといのはわかると思うんですけども、今回想定されている津波といのは時間的な余裕のない津波想定時間、3分ないし5分という、これは第一波の場合、低いか高いかは別としてもそういう時間を想定したときに、どれぐらいの距離を逃げれるかといのと、一番身近なところの高いところへ一旦逃げてくださいといのは、今県のほうでも方針でレベル1のような状態で、徐々に次、次逃げれる場合は次の段階、さらに逃げれる場

合は次の段階というふうに刻まなければその対応ができないということから、こういう形になったかと思うんです。

そういう意味で、我々としても安全策はどういうふうな形が一番いいのかというのは、今後は検討していきたいと思えますけれども、今のところ、県の示されているような形で我々も避難の対応の仕方を今のところ考えておるわけで、今後はいろいろな方法も思いつけば、そういうふうにして皆さんの意見を聞きながら取り入れていきたいと思えます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） あのですね、町長、私ね、浸水域にある避難先についてはあかん言うて、だめだと言うてるわけではありませんよ。津波避難タワーとかそういうものをつくって避難する、ビルとかつくって対応しているところもあるんですからね。そこまで津波が来ててもですよ、津波が到達しないところを避難先にしないと、浸水域にあってもいいんですよ。どうしても浸水域につくらざるを得ん場合もあるでしょうが。そら距離的な問題もある、今言われたように3分やとか5分。3分、5分で来たらね、恐らく津波が揺れておさまるまで1分か2分かかりますね。それから障害物もそら散乱してると思えますよ。それをよけて避難するんやったら、もう1分か2分ぐらいの距離のところやないと避難できんやないかという話もありますけどね、私らは今まで聞いてきたところによると8分から10分という話ですね、今の津波が来るまでに。そういう想定の中でこういう避難先をつくってあるんでしょう。

だから、私は構わんですよ、レベル2というところで結構だと思う。レベル1は津波の浸水する危険性がある施設ですよと言うといて、ここへ避難してくださいというのは余りにもね、そら今はそういう状態しかできんかもしれせんけどね、これは解消していかんといかんと思ってますよ。解消していかな。せめて2までね。そういう意味でね、1いうのおかしいやないかという、今議論してあるわけでね、その点についてどうですか、町長。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 避難タワーとか、そういう避難場所については、毎年予算的な計画はつくっております。向こう4年か5年の間に数千万円ずつ投入してやっていきたいと思えます。

そういう中で、特に今、よう下里地区の区長さんが言われてるんですけども、向こうの言い分とこちらのその避難する人間の時間的な距離とか、いろいろ鑑みながら進まなければ、ここへつくってくれと言われても、こっちの人はどうなるんなどという、数が限られていますので、そういう辺については十分に今検討しているところでございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） これ見ますと、今度下里保育所が7月でしたかね、竣工式。いつでしたっけ。7月4日。そこで竣工すると。そこへは避難場所と、まあいうたらレベル2の避難場所になるんでしょうね。というのは、遊戯室の上に付近の住民も避難できるような施設をつくるということでしたんでね。それは起工式のときも町長がおっしゃってましたんでね、そういうふうになるんでしょう。またこれも書き加えるんでしょうけどね。

それですとね、土砂災害のハザードマップというのも一緒に配られ、一緒やないけど、ちょ

つと時間的なあれがありましたけど、配られましたね。これと照らし合わせてみますと、中核避難場所がですよ、地すべりの危険地域であったり、いろいろしてますね。ほいで、土砂災害警戒区域であったりしてる。ここの勝浦小学校でもそういうふうになってるでしょう。これでええんかどうかね。中核施設がですよ、何カ所もありますね。下里の小学校もそうと違いますかね。あそこも警戒地域かなんかですね。そういうふうにならざる整合性がとれんと、ここへ逃げてくれと言われても、ここ土砂災害の警戒区域ですよ。

というのはね、地震、津波だけやないんですよ、住民は思ってるんですよ、今までの経験上いろいろなメディアの話も聞いた中でね。土砂災害も起こりますよという中で、よく言われてますね、この避難路は壊れたらどんなにするんなど、地震によって壊れたらどんなにするんなど、土砂災害、地すべり起こしたらどんなにするんなどという話もありますんで、そこらも心配してある。

そこへ中核避難場所と、つい県が書いてきたさかにそのまま、今蜷川議員の質問に県が示したとおり、そこへそのまま、県の資料をそのままここへ写したんでしょうね。だけど、こういうところと整合性がとれんのですよ、避難してくれ、安全だということと土砂災害の危険、地すべりの危険がある。地すべりもやってますね、地震で。そこらあたりもちゃんとね、自主防の人とか、あるいは住民の方々に説明できるようにしてもらわんと困るんですよ。我々聞かれたところで、ねえ、こんなことしてねというぐらいの説明しかできんのですよ。その1点についてどう思いますか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） ハザードマップに対する御意見でございます。

ハザードマップにつきましては、本町につきましても23年の台風12号土砂災害、洪水によりまして大きな被害を受けております。これらを教訓としまして、今後の発生率が高まっている地震、津波に備えるために平成26年4月にハザードマップ、津波のハザードマップと洪水のハザードマップを各戸配布させていただきました。このハザードマップにつきましては、自然災害に対する自宅周辺の危険性、それから災害時の避難場所、避難経路をまず確認をしていただきまして災害の備えを進めていただくということで、まず配布させていただきました。

そのような状況でございますので、町内、この土砂災害と津波の浸水域を重ねますと、町内どこへ住んでも危ないところばかりやないかというのが、私どもが申し上げるのは大変心苦しいんですけども、そういうふうな状況となっております。

まず、議員おっしゃいますように、避難場所の確保、中核避難場所も含めまして、もう一度これをもとに、まず広報を今回させていただきますので、これをもとに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今総務課長がおっしゃったように、町長も同じことを言ってますわ。これからは発生時の避難場所、避難経路等を確認していただいて、災害への備えを進めていただく

とともに、大雨等で避難勧告が発令されたらすぐに避難すること、大きな揺れを感じたら少しでも高いところへ避難することを啓発していくと、住民に対しては啓発していくんでしょ。住民の皆さんにこれを配ったんですからね。

配り方もね、私もうちょっとお願いしたらよかったなあと今感じておるんですよ。というのは、この話をしますと、知らんが、そんなものと言う人が案外おるんですよ。というのは、回覧板、その組長さんや班長さんが気をきかせて、これは大事なものやからということで一戸一戸各戸配布してもらったところはいいですよ。そうじゃなくて、もう通常的回覧物と一緒に、いつもそういうふうにやってますんで、とってください、とるわなという、恐らく半分ぐらいしかとらんのですよ。回してしまうと、回覧板で持って回ると。そしたらですね、とらんのですよ、各戸。とらん家庭もある。だから、一遍調べてみたら、せっかくのものやからね、調べてみたらいいと思いますけど、一遍調べてみてくださいよ、どのぐらいの方にね、ランダムでやってみたらわかる。これが行き渡っておるか、ひとつ調べてみたらいいかと思います。私の知っている人は何人も知らんのです。配布されたこと自体。その人は何と言うたかというたら、そこの組は、こうやって、こういうふうに巻いているんなものと一緒になってこう、回ってくる。これ解いたったら、また縛り直さんなん、面倒くさいと、それやったらもう回したれと。そんなふうに、大したことないと思うますんでね、してる人もおりますんで、ひとつその点もよろしくお願ひしたいと思います。

それで、私はこのハザードマップが早くでき上がることを期待してあった。前にも一般質問でも言いましたけど、我々昨年ですね、厚生常任委員会でもって静岡県の吉田町へ行ったんですよ。吉田町はこのハザードマップ、もうちょっと見やすいですけども、ハザードマップをつくってあった。そのハザードマップを何でつくったかというと、大津波が来たらあそこは山がありませんので、ずっと向こうにしか、町にはほとんど山がないと。だからそこで、県から1万2,000人ぐらいの方は亡くなるでと、このままだと。で、これは大変やということで、ハザードマップを急いでつくって、それに基づいて避難場所を、ありませんのでね、天然の避難場所というのはありませんので、もう人工的なものを、今までの施設でそれに対応できるものを探しまして、60億円かけて避難タワーなり、そういうものをつくったんですよ。ほいで、もちろん役場も浸水域にある、学校も保育所も浸水域。だけど、避難する場所は確保してあると。まあそれについては、5分としますね、そしたら5分では、まあ円を書きましてね、ここから。どこらあたりの人までがここへ避難できるか、そういうことも検証しまして、そのためにはこの避難先を1,200人にするとか、1,000人にするとか、そういうふうなことをしてね、もちろん民間のビルも活用してありましたね。そういうふうにして、私の町は1万2,000人が亡くなると言いましたが、きちっといけば、うまくいけばですよ、それはそのとき病気になる方もおるか知りませんが、動けなくなった方もおるか知りませんが、うまくいけば皆、ある程度の健康状態であれば1万2,000人の方が亡くなることはない。というのは、避難場所がなくて、避難する場所がなくて、先がなくて亡くなる方がないと、そう胸を張って言ってきました。

これは私、そういうふうな資料として活用していただきたい、今後はですよ。今までだったら避難困難地域というたら避難する場所があってもそこへ行く道がないから避難困難地域やという、そういう認識のもとで避難路をつくってるんだというお話もありましたね。今までの総務課長がそういうふうな説明してましたわ。そうじゃなくてね、まず避難困難地域というのは避難する場所が、その時間的にですよ、ないと、まずそれをつくるんだと。そこをつくる。そこを指定する。それについての十分な避難路がないという場合は避難路をつくる、避難経路も整備していくという、まあ空き家対策じゃありませんけど、そんなことも含めて考えていくと、そういうことをしてほしいんですよ。だから私、早くハザードマップをつくれ、ハザードマップをつくれということで何回か一般質問したと思うんです。そういう意図でもってしたんですよ。この点についてどう思われますか。町長なり総務課長なり。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、ハザードマップの配布に際しまして、広報等が少ないんじゃないか、十分行き渡ってないのじゃないかというお話でございました。大変重要なことだと思っております。今後、もう一度調査をいたしまして、広報でもハザードマップを配布しましたが持っていますかというふうな形ででも広報してまいりたいと思っております。

それから、このハザードマップを利用してどうするのか。吉田町の例が出ておりましたけれども、今私どもがさせていただいているのは自然災害に対する自宅周辺の危険性、災害時の避難場所、避難経路、まあ確認をしていただくために周知したという、1つ目の段階かと思えます。

今後は、やはりハザードマップを利用して実際に避難訓練のときにこのハザードマップを使って、マップをもとに実際の避難に役立つようにということで、また考えていきたいと思っております。

それから、これから津波避難困難地域の解消ということでございますけども、ハザードマップを作成しました県のデータがございます。県のほうから津波避難困難地域の解消に向けての改善策、計画の作成、これは津波避難タワーとか避難場所、緊急避難場所の避難路の計画を早急に立てて出すようにということも求められておまして、それに向けて今事務を進めているところでございます。

まず、その避難困難地域の解消から、津波避難地区の解消ということで一応避難路の整備を行いましたけども、今後防災タワーとか、緊急避難場所の確保とか、そういうふうなことで、まず解消に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） まあひとつお金もかかりますし、時間もかかると思うんですけども、ひとつね、一人でも多くの方が津波の犠牲にならないように、犠牲になる方が一人でも少なくなるように、ひとつ考えていただきたいと思えます。

それで、このハザードマップもなかなか個人でこれをね、土砂災害はもう一つ難しいんです

けどね、この津波のハザードマップも個人でね、そら穴あくほど見たらよくわかりますけど、理解できると思いますけど、一読したぐらいではわからんですよ、何やら。というのは、先ほど言ったように、津波の危険性があるのに、浸水する危険性があるのに避難先に指定してあるとか、よくよく考えてみたらおかしいなというところもあるんで、ひとつ穴あくほどちょっと見てね、今後に生かしていただきたいと思います。

それでは、この件についてはこれで終わりたいと思いますが、ほかにもいっぱいあるんでしようけど、また次回にしたいと思います。

次に、太陽光発電システムの運用についてということですが、私ね、きょうは太陽光発電モジュールというんですか、あれの設置している家庭に、家庭で家ですね、家屋、一般住宅も含めて建築物の消火はせんのと、消防団の方がそういうふうにおっしゃった。おかしいかと、何でなというふうに聞いたら、感電すると。というのは、夜でも炎に、火災の炎に反応して発電するらしいんですね。昼より大きな発電するときもあると、可能性もあるときもあると。そういうことで水をかけたら、その水によって感電すると。水が通電しますんで感電するということで、もうかけれんのと、かけんのと、うちの分団ではかけませんと。ある分団では、一戸一戸回って、そういうモジュールをつけた分、一戸一戸回って、私ら消防団としてはこれ水かけません言うて、火災が起こっても、だから火災起こらんようにしたってよという話をし回ったという分団もあるそうなんです。

私ね、おかしいなて、それやったら今政府が、政府いうて、国が挙げて発電、自然、ソーラー発電については推進していると、そういう中でおかしいなと。それだったら大きな社会問題にならざるを得んやないかと思って、ずっと半年ぐらい見ておった。テレビも見るし新聞もそんな報道があるのかなということで見っておったけどね、全然ないですよ。

そして、うちの局長もここにおります。局長の家もそうなんだそうで、そういう話もしたら、そんなこと知らんと言う。その設置者もわからないと、設置した。だけど消防団員はそういうふうな認識してるということですね。

そしたら、こういうのがありましてね、太陽光発電システム火災と消防活動における安全対策という、こういう小冊子なんですね。平成26年3月に発行されてる。発行元は消防庁の消防研究センターということですね。これを読みますと、まあまあ危ないよと、感電する危険性があると書いてますけどね、いろいろそれについては噴霧放水をしろとか、直接かけるときは噴霧放水をしろとか、6メートル以上離せとか書いてある。だけど、それを言うても、私これをもとに消防団員の方に言うてもね、幹部の方ですよ、言うても、いやいやいや、私らは消防団員の安全ということをいつも念頭に置いておるという中で、なかなか信用せんのですよ。その点についてどうですか、消防長。

○議長（森本隆夫君） 消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） この問題につきましては、昨年太陽光発電システムを設置した一般住宅火災における消防活動中の留意点等についての通知が平成25年3月26日付で総務省消防庁から各都道府県に発せられ、これを受けまして平成25年4月1日に県の消防保安課長から当該通知

が各県内消防機関に発せられております。

本町では同年、昨年4月3日付で消防団三役及び各分団長宛て情報提供し、消防活動の際は当該消防活動中の留意点に十分注意し事故防止をお願いしているところであります。昨年7月に分団長会議を開催いたしまして、この問題について話したところでございます。また、平成26年3月4日に消防月刊誌に掲載されていた太陽光発電システムからの火災事例についての資料提供を各分団に配付いたしまして、消防活動上の参考として活用いただくようお願いしております。感電防止に十分配意しながら消防活動を、消火活動を行っていただければ大丈夫だということでもあります。

先ほど議員さんからもお話がありましたように、6メートルの距離をとって十分注意しながら放水を行っていただければ感電することはないだろうということです。なお、消防活動時の感電防止用安全対策といたしまして、各分団に耐電ゴム手袋を安全装備貸与品として平成25年度から配備を開始しておりまして、今年度においても各分団に配付するべく現在発注しているところです。

昨日、消防団長さんにお会いしまして、本年7月初旬に開催予定の分団長会議でこのことを説明して再確認することといたしました。どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） これ読んでましてもね、まあまあ絶対安全とは書いてないんですね。そこらあたりが今消防長が、前任者が回したんでしょうね、その分団長宛てに。けども、分団長もね、私も知識ありませんけど、知識のないままにそれをある程度固定観念がありますんでね、今までの固定観念がある。なかなか十分把握されてないみたいですね。

そこでですね、私ね、今度は訓練なんかに行ってね、訓練年に5回か6回やるんでしょう。消防団集めて、分団員もおりますんで、そこでもってこのことについて十分周知させると、すると。いろいろもちろん消防長だってこのことについては、電気についてはやっぱり素人でしょうがね。まあまあその造詣の深い方も連れていって、一応説明すると、きちっと。

感電するというでも命にかかわるような、まあびりびりとくるぐらいでもって大丈夫なんですよとか、また手袋もゴム手、感電しにくい手袋を、今3つという話も聞きましたね、3つもらってるという話。というのは、管そう班は3人じゃないんですよ、いっぱいあるんです。というのは10人ぐらいある、もっとあるかもしれん。だから管そう班に必ず行き渡るように支給すると。

そして、私も消防団員長いことして、消防活動も火事も何回も消しましたわ。びしょびしょになるんですね。今はまあ、昔は我々のときは面倒くさいからかっぱも太い厚いかっぱやと重たいしね、機動性も悪いんで、厚いかっぱを着てた、かっぱ着たことないんですね。だから今、これからは薄いかっぱ支給してるんでしょう、あの白いやつ、それを必ず着るとか、長靴もですね、今やったら普通の長靴履いてますね、上からどんどんどんどん水が入ってくるんです。私ら、いつも長靴はびしょびしょ、一番上まで水たまってある。そこから感電しますんで、やはりそれも消防署員が着てるような、管そう班にだけ、ここでこう締まったやつで中へ

入りにくいやつを支給するとかね、ある程度安全装備品もきちんとやってね。

というのは、つい消防自動車だけ新しいの買うたったらそれでええよということではないと思うんですよ。そこらあたりの装備も一応充実させて、消防団が火事やっても水飛ばさんよというようなことのないようにしてもらわんとね、類焼も防げんし、もちろん火事も消せんですよ。これからは恐らくこの太陽光のモジュールをつけた家がふえてくるんだと思いますんでね。そこらあたりどうでしょうかね。

○議長（森本隆夫君） 消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） 今議員さんから御提案のありましたゴム長靴、かっぱ等の安全装備品については今後整備を進めたいと思います。耐電のゴム手袋につきましては、各分団、今年度中には10人分ほど確保して配付、貸与できるように努めたいと思いますので、御理解よろしくお願ひします。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 消防長、配付しても持ってこんのが多いんですよ。何でこれを配付したかと。というのは、こういう危険性があるんでこれは必ずつけてくると、管そうはつけて屯所へ行くようにと、消防活動するよいうにということきをきちっと一から十まで言うとかんと、なかなかね、わからないと言うたら失礼ですけど、なかなか理解できない。もう固定観念が入ってますんでね。そこらひとつよろしくお願ひしたいと。

もし分団ですよ、分団長なりその分団の幹部がですよ、ある地区では一軒一軒回ったという話ですんで、そういうことについては、それは間違っておったんで、こういう、こうこうこうですということ、後で訂正に行くという、そういう作業もさせていただきたいと思ひます。

○議長（森本隆夫君） 消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） その一軒一軒回った地区につきましては、こちらのほうでまた、その一軒一軒どこら辺を回ったかを把握しまして、その家の方にまた説明に上がりたいと思ひます。そして、その地区を管轄している消防団に対しまして、今後の分団長会議だけではなかなか伝わらない部分もあると思ひますので、定期演習等に出向きまして分団の幹部から消防団員さんまでに伝わるように、今後進めていきたいと思ひますので、御理解よろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。じゃないとね、聞いた人、びっくりしてますのでね、また消防団もなかなか頭のかたいのもおりまして、なかなか幾ら言うても聞かん、私素人ですんで聞きませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでもう一つですな、下中ですな、下里中学校の太陽光発電装置についてひとつお伺ひしたいと思ひます。

私も当時の校長と同級生で連れですんで、どんなやったんなと聞きに行ったんですよ。俺らのときは上等に発電しておったぞという話なんですな。で、いつなあと言うたら、平成12年に

あそこが完成したということでありまして、もう私は忘れてますけど。それで何年間は、これ見ますとね、工期が平成11年11月5日、平成12年3月3日まで120日間ということですね。設計額は3,024万円、契約額が2,362万5,000円と、入札率は78.125%であったと。そんなことで、2,362万5,000円でやって、総事業費は2,842万3,000円だと。補助金は国費2分の1で1,421万円いただいておりますと、こういうことですね。

なぜ、これを見ますとね、平成12年は5万2,000円の発電をしてあるんですね。もろであるんですね、雑入で。13年で3万8,000円、14年で2万5,000円、15年で2万1,000円、16年で1万8,000円、17年で9,700円、18年から600円、そしてゼロになった。これはどういうことか、ひとつ御説明願いたい。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） ただいまの下里中学校の太陽光発電についての御質問でございます。

議員おっしゃられるとおり、平成11年度事業として平成12年3月30日完成ということでやらせていただいております。そして、先ほど議員のおっしゃられました売電の収益、雑入に入った額といたしまして12年に5万2,048円、以下おりますが、平成17年からは9,797円、18年640円、平成19年461円、平成20年から0円と、そういう形になってます。これについての議員言うところの減少及びゼロということでございます。

これにつきましては、天井につけておりますモジュールと申しますか、発電用パネル、そのふぐあいがございます。その発電力が落ちたことによって、その電気を集めてくる、あれは何と言ったらいいんでしょう、インバーターが作動、起動、動かなくなってしまった。それで今発電はしておりますが、そういう売電に起動しないために有効に活用できていない状態というふうになっております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 素人と素人の議論ですんでかみ合うかどうか知りませんがね。このインバーターというですね、私らよく、私も余り知らんけど、船のことで言いますと、DC I Cコンバーターとかね、DC I Cコンバーターと普通言うんですね。というのは、直流を交流に変えるやつ、交流を直流に変えるやつはI C D Cコンバーターというんですね。これはインバーターと言うんですかね、本当の名前は。私はそういうふうに思っておったんですが。直流の24ボルトから直流の12ボルトに変えるやつはD C D Cコンバーターと言うんですわ。ちょっと次長より私のほうでましかもしれませんが、まあこれインバーターと言うて、というような変換器ですね。

この変換器が悪いんだと、悪いのではなくて、まあ太陽光発電のモジュールが発電能力が落ちたからインバーターが働かないということですね。しかし、その太陽光発電の能力が落ちた、なぜ落ちたかというところはわかりますか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） そのパネルの中に、今でもそうなんですが、目視いたします

と、やはり白くなって傷んでいるところも見受けられます。それが全部のパネル、あちこちに  
あります。それと、また平成20年、21年、22年あたりに業者と調査していただいたら、落雷等  
でインバーター、コンバーターですか、インバーターのほうに落雷で能力が落ちてしまった可  
能性も高いというふうに業者のほうが言っておったというふうに私ども聞いております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） まあ町長はこの間、那智中の竣工式で那智中にもこの太陽光の発電のモジ  
ュールが設置されてあるということで、災害時に有効な手段になると、電気停電しますんで、  
あれで発電していろんな電気を通電することができると、そういうことでおっしゃったんだと  
思いますけど、那智中も中核避難所ですね。下中もやはり中核。やはりこれは何で、まあ平成  
17年度あたりからふぐあいが出てきたんでしょけど、の途中から。けども、この26年度、  
9年間も放置してあると、ここね、あそこは1週間か10日ぐらいはあそこでひよっとしたら下  
里の人が、一部の人でしょうが、生活せんとかんと、中核避難場所。ところが、というの  
は自衛隊とかいろんな救援隊が来るまでにはそのぐらいかかるという、そういう報告もありま  
したね。この際ですね、これ建てたときですよ、環境教育に資するというでこんだけのこ  
としたんですよ。それが壊れてね、壊れたらほっとくという、そういう、最初の理念、教育に  
対する理念がこんなことで挫折してはいかんと思うんですよ。ほったったようなもんやから  
ね。やはりそれはどのぐらい修理にかかるか知りませんが、去年財政に聞いたら、金あるん  
かと言うたら、ありますという話もお聞きしたんで、そらこれに使うべしやと思うんですけ  
ど、どうでしょうかね。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 財政から力強い言葉を聞いておるといことではありますが、  
私どもにはそういう言葉、一向に発していただけません。

ただ、今議員の御質問の中で、私どもも結果から見れば放置しておるような状態に見えます  
が、先ほど言いましたように、平成20年、21年、22年あたりに業者等呼びまして根本的原因  
の追求等々行わせていただいております。結果、先ほどのような経年劣化による雨水の浸水  
ですね、それも含めてパネルの傷み、またコンバーターについては落雷等のことも考えられる  
という答えを得ております。そうした中で、ほったったようなもんやないかという御意見もご  
ざいでしたが、これについての修復、修繕等も検討はさせていただいております。

御存じのとおり、下里の発電パネルにつきましては屋根の一体型のパネルとして設置させて  
いただいております。ということで、そのパネルの交換等々をするということは屋根材を全て  
やりかえる、また、今のように架台をつけて上に太陽光をするとすると、またその基礎から  
やっていかないかんということで、剥ぐだけでも金がかかる、今度補助事業にちょっと認定さ  
れにくい部分がございますので、町単費で全部やり直すということになると、かなりの修繕  
費、つくったとき以上の費用がかかってくるということも計算されましたので、今私どもは全  
くそのときの教育理念の環境教育という部分はございますが、非常に修繕に金がかかるとい  
うことで、屋根材として、今みなして使わせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） ふぐあいのある、故障してる、水が入って故障してる、あるいは落雷によって傷んでると、もう故障してるんですからね。早晚、そこから水がしみてきます、ほっといたら。どうしてもね、やっぱりそういうところは直しとかんと。まあ次長、今いろんな理由づけしてありますが、自分の家だったら借金してでも壊れたものは直すと、壊れてきたら直すと、そういうことするでしょう。国からの補助があったとしても、これ2,800万円ぐらいのお金を使うてあるんだから、これを無駄にね、つい何年かではほることないと思うんですよ。

それですね、ここはサンヨーがやったんでしょう。今サンヨーはパナソニックという会社が変わってる。パナソニックは大きな金、もうけてあるんですね、ことしは。こういうことも含めて、これは最新鋭の施設だということで、屋根型一体型、推奨した中で町の教育委員会は、環境教育に資するということでこれつくったったと思うんです。それやったらですよ、たかだか5万円や3万円や2万円の収入しかないのに、こんな何千万円もかけるということは、やっぱり環境教育にこれから力を入れていくんだという教育委員会のこの姿勢があって、これできたんだと思いますよ。だから、やはり無駄にすることのないようにね。それはまあサンヨー、今のパナソニックとも厳しい交渉をして、やはり逆宣伝しますよと、あんたとこの製品はこんなんで話にならんやないかと、あとアフターもちゃんとせんやないかということぐらい言うぐらいの気持ち持って、那智勝浦町全体で取り組んでいくんだというぐらいの気持ちでもって事に当たってほしい。これはもう、ここによると1年ぐらいの保証しかないんですね。保証期間中を過ぎたからやの、おら知らんでというわけにもいかないと思うんですよ、車でもそうでしょう。2年間の保証やというても、十数年たってもある程度、ふぐあいがあったらリコールもするし、ただで直す、あるいは安価で直すということもするでしょうが。それが日本の物づくりを支えておるんだと思いますので、ひとつここらあたりはやってくださいよ。どうしてもあかんということになれば、そらもう財政も少しは余裕があるんでしょから、あるかと言ったらあると言うんですからね、だからひとつ金かけてでもやってくださいよ。

というのはね、これ中核なんだからね、せつかくある施設なんや。そら更新できんか修繕できんか知りませんよ。だけど、更新ぐらいして、ほいで下里の人が事あるときにはそこへ中核施設でもって何日か、1週間ぐらいはまあ備蓄品の関係もあろうかと思いますが、備蓄品があればですよ、そういうことで曲がりなりにも電気を利用して生活することができるぐらいのね、中核施設ですから、そのぐらいのこと考えていただきたい。町長どうですか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 議員おっしゃられるとおり、町の教育委員会といたしまして平成20年、21年、22年、かなり作動が悪くなったとき、業者ともお話しさせていただいて、保証等々、先ほど議員おっしゃられましたとおり、モジュールについては1年しかない、あと屋根材としても保証5年ということ、ほかの機器についても3年、5年、いろいろまちまちですけども、そういう交渉をさせていただいて、何とか安く安価に修理という方向を探させていただきましたが、先ほど申しましたとおり、稼働させるためにする経費もかなり多額の費用

がかかる、またやり直して新たに太陽光をするにしても、パネル設置するにしてもかなりの費用がかかるということで、現在は先ほど申しました屋根材として、みなしての使用ということにさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 次長、今まではそうでしょうけど、今後はね、もちろん小学校、中学校にクーラーといいますか、エアコンつけるんでしょう。だから学校としても、もちろん災害時のことも考えて、学校としてもそれにペイするほどの電力を生み出さなくてもですね、環境教育は大事なんですからね、だからCO<sub>2</sub>削減に向かって学校としてもこういうふうな対応をしますよと、お金は少々要りますけど、何するにしても要るんですよ。電気使い放すでしょう、エアコンで今まで電気使わなかった分、環境教育に反する、まあ健康面の管理というものもありましょうけど。だからそういう大きな理念でもってひとつやっていくと。もちろんほかの学校ありますね、宇久井中学校、あるいは宇久井小学校、中核施設として、避難場所として指定されてあるところは徐々に環境教育も含めて、いかに環境に負荷を少なくするために学校がこういうふうに取り組んでるんですけど、あんたらの涼しい環境をつくるのにこんなお金をかけて、そのかわりの十分な発電量はないにしても、その中の何十%はここで発電するようにしてあるんですよというところですよ。何か負荷かけたら、その負荷に対応できるようなことをするんですよということを子供たちに教え込むと、そういう姿勢でもって、ひとつ今後この件についても対応していただきたい。その点について教育長どうですか。

○議長（森本隆夫君） 教育長森君。

○教育長（森 崇君） 今議員おっしゃった2点の問題があろうかと。つまり環境教育の位置づけですね。それともう一つは、中核避難所の発電等についてどう対処していくかという観点で、これを考えてやっぱり下里中学校の問題だけでもないかと、やっぱりこの辺のところは、また来年度の予算編成に向けて、今から根っこからちょっと勉強しようかと、検討させていただくと。

そして、それをやった結果、来年度予算で、じゃ下中のあれを根本的にやりかえるということには、ひょっとしたら、そこまで私今現時点ではよう保証しませんけども、まあ根っこから検討したいということでございます。

先ほどから次長が申しているような、やりかえるとするならば、多分数千万円のお金が必要なんだろうと思います。そうした場合と、じゃそこを那智中、太陽光できましたと、ほな下里中学校もできましたと、じゃ中核避難所としてのほか、どうしますというようなことも含めて、やはり根本的に考えたいというふうに思ってますんで、よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今教育長おっしゃったようにね、ひとつ取り組んでいただきたい。前向きに、本当の前向きにひとつ、後ろ向きじゃない前向きでひとつよろしく願いしたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時13分 休憩

〔3番下崎弘通議長席に着く〕

12時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（下崎弘通君） 再開します。

次に、11番中岩議員の一般質問を許可します。

11番中岩君。

○11番（中岩和子君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ちょっと通告より順序が違っておりますんですけど、来年施行予定となっております「すくすくジャパン」「みんなが子育てしやすい国へ」とのことで、内閣府より子ども・子育て支援新制度が施行されることになっておりますが、その新制度について本町の取り組みをお尋ねいたします。

まず概要、支援事業計画の作成、各種基準等はどうようになっておられますでしょうか、お尋ねします。

○副議長（下崎弘通君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えさせていただきます。

来年の子ども・子育て支援新制度についてでございますが、昨年度那智勝浦町子ども・子育て会議条例を制定していただき14名の方が委員となり、子ども・子育て会議を設置しております。

平成25年11月、平成26年1月、平成26年3月の計3回、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施に伴う調査票の内容、設問事項について御検討いただいております。本年2月に小学生及び就学前児童の保護者1,410名を対象にニーズ調査を実施いたしました。回収率は73.3%でございました。現在内容の分析、データの集計実施中であります。今後はその結果をもとに子ども・子育て会議において意見をいただきながら、いろいろなことについて決定していく予定になっております。現在そういうような状況でございます。

以上です。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 子ども・子育て会議についてはそのような取り組みをしていただいておりますとのことで、3回検討会を持っていただいたということでございます。

ニーズ調査についてもそういう状況でございますが、まだその調査の内容がはっきり集計していないということで、ちょっとその分はお聞きするのはやめまして、ファミリー・サポートの取り組みについてはどういうふうにご検討されておられますでしょうか、お尋ねします。

○副議長（下崎弘通君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

ファミリー・サポート事業につきましては、人材の確保が非常に難しいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） このファミリー・サポートというのは非常に大事なことやとは思いますが、県内では6カ所、市ばかりですね、やっておるということでございます。町としては本当にそのファミリー・サポートがあればよろしいんですけど、どうしても民間の協力が必要、またそのNPOみたいな団体が必要というようにいろんな諸条件があって、非常に難しいことではございますけど、今後そういうふうな進めていくという方向で取り組んではいけませんでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） そのように努力したいと思います。

以上です。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） じゃファミリー・サポートについては今後期待をするということで、前へ進めさせていただきたいと思います。

次に、学童保育についてですけど、現在学童保育は小学校3年生まで対象となっております。前から言われておりますが、小4の壁と言われて小学校が4年生になりますと学童保育がもう行けなくなる、預かっていただけるところがない。もう母親はやむを得ずして仕事を断念する、そういう母親も少なくないと聞いております。少子・高齢化社会の中で仕事と育児の両立支援は今後ますます重要になってくると思われませんが、6年生までの学童保育を実施する御予定はないでしょうか。これ町長にお尋ねします。

○副議長（下崎弘通君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えをさせていただきます。

学童保育の対象年齢につきましては、現行の児童福祉法においてはおおむね10歳未満の児童となっておりますが、改正後は小学校に就学している児童となります。

本町の条例、現行は小学校1年生から3年生の児童と記載されております。これを改正する必要があります。ただし、条例で学年を限定することは適当ではないとの国の意向もございません。そのあたりは、またそれぞれ子ども・子育て会議等で検討していただいて決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 町長、これについてはどのように考えておられますか。町長のちょっと所見もお聞かせください。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今福祉課長が答弁したとおり、今後の、まあそれまでにちょっと一回、太田で4、5年生をちょっと見てみてということで実験的にやったんですけれども、そういうものを含めて今後検討してまいりたいと思います。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） この新制度ができましたらそういうことも進めるようにというようにこともありますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

今勝浦と宇久井だけが学童保育をやっておりますけど、中には市野々小学校なんかでもそうですけど、お母さんが働いていらっしゃる、そのことによって校区外の学校へ、本来なら市野々へ行くところなんですけど、学童保育がないので、あと子供たちが心配やということで勝浦へ入れているという方もおいでます。そういうことも考えまして、平等に、子供たちがみんな同じようなサービスを受けられるように、学童を6年生までにすると、また校区のことも、極端にここの学校が少なくなるというようなこともなくなるのではないかとということも考えられますので、そういうことをぜひ進めていただきたいと思いますが、そういう意味では、もう一度町長、お願いします。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 前から言ってますように、野方図にうちも財政的にそれを出すわけにもいかないんで、ある人数になれば、また緩和するなりなんりの考え方は持って進めたいと思います。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） ぜひ検討をしていただきたいと思います。この新制度ができますと、そういうことも項目に入っておりますので、進めていただきたいと思います。

それでは、次に病中病後児保育事業についてをお尋ねいたします。

国の新エンゼルプラン、子育てと就業の両立の支援をする一環として、病児・病後児の保育が乳幼児健康支援一時預かり事業として制度化されておりますが、この事業は市町村で実施し、国の補助金を支給されます。

本町でも保育所等で子供たちが熱を出したりしますと、どうしても家庭に迎えに来てくれるようにという連絡が入っております。また、インフルエンザなどで1週間ほど休まんなんとかというようなときでも、家庭では働いているお母さんたちにとっては大変な、休みをとるということも大変なことになっております。

そういうときでも、やっぱり学校や保育所を休まなければなりませんので、働いているお母さんにとっては大変なことです。子供さんや親御さんたちが安心できる病児・病後児保育事業に取り組んでいただきたいのですが、その点についてはいかがでございますか。

○副議長（下崎弘通君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

これも同様に、子ども・子育て会議において検討していくことになるのでございますが、この病児・病後児保育事業につきましては、医療機関との関係も出てくることがございます。そ

のあたりも含めて、ほかの機関と情報を共有して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 本当にこのことについては、安心して子供たちの健康も管理していただける、また常に常設しておくわけにもいかないと思うんです。常時子供さんが、病中病後の子供さんがおいでということでもないの、その点では病院と連携をとっていただいたり、また今度新病院も新しくできますんで、そういうことも考えていただいたり、病院で預かるのがどうかというところはございますんですけど、ぜひその点を力を入れていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○副議長（下崎弘通君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 関係機関と協議させていただきます。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、県では紀州3人っこ施策として第3子以上、産み育てようとする世帯に対していろいろな助成を行っておりますが、本町も毎年人口が減少をしている状況の中で一人でも多くのお子さんが生まれることを本当に祈るばかりでございます。

そういう中で、国や県ではいろんな施策がございますけど、本町独自で3人っこ政策というか、そういうふうな施策は何か、町長考えておられませんか。

○副議長（下崎弘通君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

現在本町におきましては保育料支援と育児支援、2つございます。

保育料支援につきましては、平成25年度の実績では29名に対して502万2,000円の保育料を免除いたしました。育児支援については、現在実績はございません。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 町長、本当にこの町が、先ほどの質問の、午前中の質問の中にもございましたけど、人口が減っていくということで、本当にうちにとっては大きな問題だと思うんです。IターンやUターンや、いろんなところから皆さんを来ていただくということも一つの施策ですし、一人でも多くの子供さんを産んでいただく、また育てていくということが非常に大事かと思うんですけど、そういうふうな、よそにはない、うちにはこういうふうな支援策があるんですよ、だからぜひ那智勝浦町へ住んでくださいというような、そういうふうな施策は考えておられませんか。町長にお尋ねします。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 過去においては、中学校までの医療費の無料化とか、思いつくところではそういうところをしてきたわけなんですけれども、今後は何がええんかというのは、今子育て委員会のほうでそういうものがどういう形で出てくるか、そういうことを検討しながら、我々

としてはでき得るものはやっていこうし、また、それでも難しいものは先送ってでも検討していくというような形で捉まえて進めたいと思います。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 子供たちが小学校の間までだったら、大体どこの町でも医療費の無料化があるけど、中学校までというのが余りないので、うちは本当に皆さんに喜ばれてると思うんです。よくそういうお声を聞きます。那智勝浦町はええねえ、子供たちの支援がこういうふうにして充実していてというような声がよけ聞きますから、ぜひそういうことで子供さんが3人目の方が生まれたら、また3人目やなくても子供さんが生まれたらなんでしょうけど、でもそれも言ってもらえませんので、3人目の子供さんが生まれたときには特別な、ここは支援があるというふうな目玉的なそういうふうな子育て施策をぜひ進めていただきたいと思いますと思うんですけど、町長、その点をもう一度。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 県のほうでもいろいろとそういう指針的というか、方針としては出ております。先ほど言われました病児・病後児保育とか、いろいろな地域子育て支援拠点のあんなんとか、一時預かりとか、ファミリー・サポート・センターとかというの、県のほうでの方針的なものはあります。そういうのも我々も研究しながら、取り入れていくべきものは取り入れていって、できる限り子供が健やかに育つような環境というものをつくってあげればと考えます。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 町長が今後そういうふうな新制度についての打ち出されたことに対しても取り組んでいけるところは取り組んでいくと言うてくださってるんで、そのことに大変期待をするところではございますが、本当に子供さんの人数がだんだん少なくなってきておるのが現状なんです。本町の未来のためにも子育てしやすい環境、また働きやすい環境、そういう環境づくりをぜひ進めていただきたいと思います。

このことについてはまだ来年度のことで、今調査中というアンケートもとってくださっているということでございますんで、そのアンケートに基づいて、今後取り組んでくださるということで、これ以上どうのこうのと言うことはないんですけど、ぜひそういうことを皆さんの要望に応えられるよう、またこの国の方針であるその新制度のことをぜひこのうちの町でも進めていただくよう、そして、町民の皆さんが本当にこの町に住んでよかったというまちづくりのためにも、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に町長所見を。

○副議長（下崎弘通君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほどから申し上げますように、我々としてもそういう子供への環境整備についてはできる限りのことは進めていきたいとは考えております。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） それを大いに期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただき

ます。ありがとうございました。

○副議長（下崎弘通君） 11番中岩議員の一般質問を終結します。

次に、9番松岡議員の一般質問を許可します。

9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） よろしく願いいたします。

まず、町の活性化についてなんですけども、観光、農業、水産、林業とございますが、これからの振興策についてお尋ねしたいと思うんですけども、お願いいたします。現在今やっておられる、取り組んでおられる何か振興策とかございましたらお答え願います。

○副議長（下崎弘通君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、町の基幹産業として農林水産そして観光とあります。その中で、まず農林水産につきましては、まあ農林業につきましては、現在、まずどの産業でも言えることなんですけれども、やはり後継者が不足しているということで、まず、農業につきましては、青年就農給付金という制度を設けまして、45歳未満の方で独立自営して農業をやっている方について5年間の支援を行っております。それとともに、農地の確保という観点から中山間地域の農業をやるのに条件的に不利なところに対して農地の管理、そういった部分に対する補助として中山間地域等直接支払事業としまして管理費用を国の制度によりまして補助をしております。それとともに、そういった施策によりましてできた作物についての販売ルートの開拓という形で那智駅交流センターの農産品販売所等々を設けさせていただいております。それとまた、町のほかの施策との連携ということで町内の旅館組合等々の新米キャンペーンあるいは学校給食米等という形で消費する部分というのも援助しているところでございます。

そして、観光におきましては、平成23年の台風によりまして宿泊客が激減しまして、平成23年には57万8,000人まで減少いたしました。前年76万3,000人ということで、約19万人ほどの減少をしております。そして、その中、町の災害復旧を行う中で、平成25年から27年、昨年、そしてことし、来年というのは、昨年伊勢神宮の式年遷宮、そして今年度と歌山デスティネーションキャンペーン、そして世界遺産登録10周年、そして来年は紀州わかやま国体と、この3年間をゴールデンイヤーと位置づけて、それに対していろいろなキャンペーンを現在行っているところでございます。ちなみに平成25年、昨年は伊勢式年遷宮等のキャンペーンの成果があらわれたと思いますが、69万7,000人、約70万人まで、今宿泊客が戻ってきているところでございます。まだ災害前の人数には及びませんが、高速道路の南進等、整備された条件等々、少しずつ改善されてきておりますので、宿泊客の増加に努めていきたいと考えております。

また、水産業におきましても、やはり後継者対策という前に、やはり災害で海の漁場というのがダメージを受けております。そのため、災害復旧から出る石等を利用しました投石事業、漁場の魚礁をつくる取り組み、そして、やはり減っております資源の確保ということで中間育成を漁会あるいは水産振興会等と連携しまして、ヒラメあるいはアユ、伊勢エビ、アワビ等々の放流、中間育成を行いまして漁場の育成に努めておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） ありがとうございます。

これからも工夫をしたり、いろんな情報を集めていただいて、少しでも活性化していくように頑張っていたきたいと思います。

そして、ちょっと観光のほうであれなんですけども、今回ワールドカップがございまして、テレビで見てましたら、高知の桂浜で大きなテレビみたいなのを置いてずっと応援してるという場面があったんですね。

ここはサッカーの発祥の地で、そういった那智駅でも、そういったところでこういったものは全然計画されていなかったのか。それとも、これからまだワールドカップ終わってませんので、こういうことはこれからでもちょっとは考えておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども、お願いいたします。

○副議長（下崎弘通君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ワールドカップにおける町の応援ということですけども、正直、そういった場所を設けて応援というのは今のところ考えてはおりません。

現在町の役場の玄関にも先日サッカー協会の川淵最高顧問が来られたときに、三山四寺と各首長に記念のボールをくれております。そういうのを展示させていただいて皆さんにワールドカップを応援していただく、そういった雰囲気づくりというんですか、ムードづくりができればと考えております。

以上です。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） NHKでそういった、全国放送でそういったことが映し出されて、だからこういうときはチャンスだったと思うんですね、勝浦も。何かこう、やはりサッカーの発祥の地ということでありますし、そういったテレビで全国放送で一生懸命応援してるというような場面が映し出されたら、どんだけ観光的にも効果があったかと私は思うんです。かえって、何もない高知がそういうことされてるところを私が見てましたら、何で勝浦もこういうことしないのかなあ、ちょっとこうね、ああいう何も関係ないような高知がそういうことをなさってテレビでやってるのを見たら、ちょっと寂しい思いをさせていただきました。だから、そういうことも、あくまでもサッカーの町ということでも売り出していっておりますので、その辺のこともずっと前から準備して、これからもしそういうことがありましたらちゃんと企画してやっていただきたいと思うんですけども、その辺はどうですか。

○副議長（下崎弘通君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 今の件につきまして、今後サッカーの取り組みの際に考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） それと、大阪市の旭区のほうで、新聞で読ませていただいたんですけど

も、子育て地域で応援カードというのをつくっておられるそうなんです。ほんで、区内の未就学児を育てる保護者に子育て支援施設の利用履歴やかかりつけの医院、薬局などを書き込めるあさひキッズカードというのを無料で配布を始めておられるそうなんですけども、区内の協賛店で提示すれば料金割引などの特典が受けられ、地域で育児を支える意識も高める狙いもある。乳幼児健診の受診歴や通っている保育所や幼稚園なども記入ができる。カードは子供1人1枚で区役所、健診会場でもらえる。経済支援が主な目的と書いてありました。

だから、こういうことも、やはり私はやっていていただきたいなという思いでこうやって書かせていただいたんですけども、そのことについてどう思われますか。

○副議長（下崎弘通君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えさせていただきます。

参考とさせていただきます、これからまた考えさせていただきます。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） ありがとうございます。パソコンとかで調べましても、また出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

そして、中核の避難施設をちょっと見て回らせていただきました。そうしまして、ほとんどが小学校、中学校なんですけども、置いてるものは、毛布、発電機、アルファ米、ほんでお水は、ある学校では2リットルのやつが6本だけございました。そして緊急電話ですか、これも近くまで来てるんですけども、ついてないところもございました。

校長先生とか教頭先生とお話しさせていただきましたら、何が一番御心配ですかということでお尋ねしました。そうしましたら避難路やと、上に上がっていく避難路ですと。私もそこを歩かせていただきました。結構しっかりしてるんです、道自体は。階段のどこにもありますし、ずっとこうコンクリートで舗装されてるところもあって。それよりも、山肌がありましてね、大きな木がもたれかかっていたり、たくさんあるんですよ。だから、そういうところが地震のときに大きなやつでも、1本でも倒れてきたら、もうそこには逃げられないということを私は感じました。だから、その通路自体はまあまあモルタルとか、モルタルの階段とかということでもいいとは思んですけども、山肌が見えてて、先生方もそれを心配なさっておられると思うんです。だから、その立木が倒れてきたら、もう一瞬にしてそこがね、お年寄りとかが通れなくなると、そしたらもう逃げ場所がなくなるということですので、ぜひとももう一回、中核の避難場所の逃げる通路を、大きな木が倒れてこないかとか、そういった面で確認をとっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 中核避難所に対する備蓄品の関係の御質問がございました。

まだまだ十分でないところがあります。今後、まず食料と缶入りのパン、それからアルファ米、御指摘いただきましたペットボトルの関係、それ等につきまして6年計画で2万食を予定、今現在のところ4,500食ぐらいしか備蓄というのはございません。2万食の備蓄を6年計画でやっていきたいと、このようにして考えております。

それから、中核避難所に対する避難路のお話がありました。避難路の整備につきましては、25年度、避難路の整備をさせていただきましたが、まだまだ十分でないような状況にあると思っております。

中核避難所につきましては高台にあるということで、そこへの避難路は当然山の斜面ということになります。予算の関係もありまして、避難路も十分に整備していくというのは困難な状況でもあります。安全性は大変重要で確保すべきものではございますが、一つ一つきれいにそれを整備していくとなりますと、予算的な限界もどうしてもあります。むしろ、多くの地区の方々がまず避難できるようにということで避難路整備の必要なところにつきましてはできるだけ早く数多く、まず整備していきたいと考えております。また、御指摘いただきました危険な箇所につきましては、御指摘、またいただきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） それとですね、情報が入ってこない、これもおっしゃってたんですけど、体育館のほうで避難しますよね、そのときにもう情報を得るものがないと、テレビなりね、近くまでラインは来てるねんけども、それを有効に使われてないと。テレビとかそういったものがあつたら、ここで、体育館で何日か、中核として中で生活ができるというような御意見も何件かありました。だから、やはりその情報がもう全く断ち切れるというのが、で、場所によってはラジオも入らんしということをおっしゃってましたので、ちょっとその辺のこともお考え願いたいんですけども、どうでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 御指摘いただきました避難所での情報ということでございます。テレビ等につきましては、ラジオの受信ができないところ、またテレビのないようなところにつきましては、避難してきても全く情報がないというふうな状況となっております。

体育館等の避難所でございますけども、テレビのアンテナ等の配線も、まあできるかどうか、まず検討してまいりたいと考えております。

それから、先ほど答弁漏れがありました。

避難所の非常用の電話につきましては、26年度、NTTから中核避難所を中心にしまして9カ所の避難所に対しまして3回線ずつ電話の回線をつけていただいております。また、今議会の補正予算でその回線に対する電話機30台の予算をつけていただきました。被災し避難場所となった場合には安否確認等に有効に使われるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） ありがとうございます。

それと、その緊急避難場所、山の上ですよ、上がるんですけども、そこには一応、どこも何も置いてないんです。まず全部、何も置いてません。緊急避難場所ですから、もうすぐおおりて、中核の避難場所に移るとかというお考えで何も置いてないと思うんですけど、仮にそこ

で24時間、48時間過ぎた場合、本当に何もなくて、女性の方のおトイレとか、ポータブルトイレとか、簡単なものでもいいと思うんですけども、やっぱりそういったものを少し置いてあげたら、上がってすぐおりにこれたらいいんですけど、そこで24時間なり滞在することになった場合は、やはりそういったちょっとしたものでも必要になってくるかと思うんです。だからその辺のこともちょっと御検討願えたらなと思いますけど、お願いします。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 地域の緊急の避難場所につきましては、自主防の補助金ですとか、そういうもので整備をさせていただいております。

また、トイレの関係でございますけども、災害用トイレにつきましては、先ほど申し上げました6年計画でということがございましたが、その計画の中で非常用のトイレを整備していきたい。まあ物ではありませんけど、非常用のトイレを購入していきたいというふうにして考えております。

以上です。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） ありがとうございます。

それとですね、1カ所、中学校で地震が来たときに屋根がね、中のほうの天井が落ちるかもしれないと、これは中学校なんですけども、下里中学校なんですけども、教頭先生がそういうようにおっしゃったんですけど、私はこの目で見なかったんですけど、それは心配してるとおっしゃってましたんで、その辺の確認だけまた、しといていただけますでしょうか、お願いいたします。

それとですね、今度は勝浦の小学校の件なんですけど、よろしいでしょうか。

あそこに防災倉庫があるんですね。ほんで、大きなやつがあるんです、2階建てみたいなやつがあるんですけど、その鍵を、その勝浦小学校の校長さんは預かっておりませんということだったんです。だから、どうして校長先生のほうに1つでも預けとかないかなあということで、その倉庫の中も見たことがない、私はとおっしゃいました。だから、もし災害のときにその鍵を持っておられる方がそこに、現場に行くのにすごく時間がかかった場合とか、先生がそこにおられるときに災害が起こったら、先生があけて出すこともできるでしょうから、その辺のことはどうでしょうか、お尋ねします。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 勝浦小学校のその鍵の件なんですけども、避難所を開設する場合、勝浦地区の避難所を開設する場合には当然担当者が行きますので、そちらのほうで鍵を持ってるということになります。

ただ、議員御指摘いただきましたように担当者がたどり着けないということもございますので、今後一度検討してみたいと思います。

以上です。

○副議長（下崎弘通君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 下里中学校に関しての御質問でございます。

あの中学校につきましても耐震構造等々でクリアしている建物でございます。教頭先生とのお話の中でのその発言があったということでもありますので、再度私どもで教頭先生と、どういふ場所等の確認はさせていただきたいと思っております。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） よろしくお話しときます。私も見てませんので、おっしゃっただけなんです、済みませんが、また確認のほうをお願いします。

それと、勝浦小学校のことなんですけども、あそこの裏に、こう山で囲まれてるんですけど、大勝浦のほう、ありますね。そこから法泉寺ってあるんですよ、あの裏っ側に、山が。法泉寺で御存じですか。ちょっとこう湾になったようなところにね、一番奥になるんですけど、勝浦ドックからちょっとこう、見えるような斜めの法泉寺でこう、どういったらいいのかな、ずっと。

〔「脇入」と呼ぶ者あり〕

はい、ああそうですか、そこ御存じですか。

そこが扇状になってるんです、門から入ったらお墓がずっと並んでまして。そこをずっと上がっていきまして一番上に上がりますよね、ほんなら、今度反対側が勝浦小学校のちょうど校舎の裏側に出るんです。ほんで、そこに大きな貯水タンクみたいなコンクリートで、6メートル掛ける20メートルぐらいのやつがあったんですよ、何かもう古いやつだったんですけども、それもあって、こっち見たら、もう勝浦小学校の校舎がすぐ近くに見えるんですね。まああっちから逃げてこられた方が上に上がられて、下に勝浦小学校まで何とかおりれたら、あそこは中核の施設になりますので、ぐるっと回ってこんでも逃げやすいと思うんですよ。だからそれは勝浦小学校の校長先生もおっしゃってたんですけど、ここをこう逃げれたらすごく便利やと、避難される方が道をぐるっと回ってこんでも山伝いにおりたら勝浦小学校のほうに逃げれると、ほんならもう、そこが中核の施設で、そこで12.6メートルの高さがあるからそこで何とか過ごせると、何日かでも。

だから、そういうことをね、僕もちょっと上がってみて見せていただいたんですけど、何とか上がれん場所でもなくて、道もちょっとこう木を倒して簡単に整備してあげたら、男の方でしたらおりていけると思うんです、そんなに無理をしなくても。だからその辺のこともちょっと気にとめていただいて、一遍どんなものか見ていただいて、その住民の皆さんがそうなら助かるとか、便利とか、ありがたいとかというお方がたくさんおられるようでしたら、その辺のこともちょっと考えていただいて整備していただいたらいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お話は聞いておりますけども、そういう道があるというお話は聞いてるんですけども、実際に私、現場の状況を確認できてません。また、一度見せていただきまして、できるもんかどうか、勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

〔9番松岡大輔君「お願いします」と呼ぶ〕

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） そうしましてね、浦神地区には中核の施設がございません。このことについてちょっとお聞きしたいんですけども、どうしてないかということでお願いいたします。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 浦神地区の中核施設のお話でございます。

浦神の小学校がございますけども、津波等で海岸に近いということで特に指定はしておりません。今、あえてあの状態となっています。中核避難所については、浦神地区について、今のところ設けてございません。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） 私もちょうと行かせていただいて、地元のお方に聞いて、ここはないと。

私も一瞬、浦神小学校がいいんじゃないかということをお話しさせていただきましたら、やっぱりここはちょっと危険やということで、ここはあかんあかんというようなことの御返答が返ってきました。ほなどうするんやと、もう中核のところがなかったら、あそこらのお寺の海蔵寺さんの上のほうも登らせていただいたんですけど、そんなに広い場所ではなかったです。まあ高くまでは登っていけるんですけど。だから実際にそのときに、ここは津波がこう入ってきて、こう流れていくから、こっち側が被害を受けて、こっち側はまあ大丈夫やねんとかと言って、そんなことお聞きしたりしたんですけど、だから地震が来たときに、津波が来て、さあ逃げるときに、ちょっと橋本課長にも頼んでたんですけど、あそこの海蔵寺の前から太田に抜ける道があるんです。その途中にトンネルがあります。そのトンネルは中が崩れております。もう何年も使用なさっております。だからそういうところへ、そういうところから逃げられない場合も出てくると思うんです。だから、できましたら地区の皆さんのたつての願いだと思います。そのトンネルを一日も早く直してほしいと。

それと、ハンターさんが向こうから、太田のほうから入ってこれないので、いろんな獣害にも困ってるということはおっしゃってました。

だから、中核の施設もない地域ですので、そういった防災、逃げる道の確保として、そのトンネルも、もう何年もずっとこう、網でバリケードして通れなくなっておるんですけど、あれを一日も早く通れるように整備していただきたいと思うんですけども、その辺よろしく願いいたします。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 浦神地区の避難につきましては、割合山が隣接しておりますので、割合に逃げやすい地域かと思っております。

中核避難所の設置につきましては今後の課題とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議員御指摘のトンネルにつきましては、平成19年からトンネル内の崩落により通行どめをさせていただいております。

避難路としての活用ということですが、かなりの予算的な面も必要となっておりますので、今後検討させていただきます。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） そうしましてね、見て回ってまして思ったことなんですけど、避難の誘導の看板が小さいんです。これをもうちょっと大きくできないかなあとと思います。そして海拔何メートルという壁に張ってますね、コンクリートに。それも学校行って正門とか、本当に探さなわからないような場所にあって、私いつも学校へ行って、ぱっと探すんですけど、ここは海拔何メートルかなあと、そしたらほとんどなくて、そしてまた中に入って校長先生にお話をお聞きして、そこでまた書いたりもするんですけど、だからちょっとこう、何メートルというのが少ないかなと。ほんで、緊急避難場所に上がる場所にもそういうのが余りついてませんで、ここは何メートルなんやろということで、それはもうたびたび思うことなので、できましたら、ちょっと大きくつけてくださったら地域の方もここはよくわかると思うんで、それをちょっとお願いしたいと思います。どうでしょう。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 看板が小さいとの御指摘でございます。

町内のその看板の業者さんに統一の形のものを設けているかと思えます。今後また、検討させていただきますと思います。

それと、海拔表示の看板といいますか、表示の位置がわかりにくいということでございます。

一度また点検させていただきます。また、不備な点といいますか、ここはわかりにくいというところがありましたら、またぜひ御指摘いただきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） それと、自主防災の200万円の件についてなんですけど、これも地区によりまして、そのお金が後でもらえますよね。こういうのはどこでも後だと思んですけど、やっぱりそのお金をね、そのお金の分を地区のみんなから何ぼか出して、自分たちで出し合うて先にそれね、こう使うて、後からそれをいただけるということが、やっぱり負担な地区もあるんですね。やっぱりお金がなかなか困ってる方もいて、なかなかそういうお金を集めて、だからそういうのに困っている地区の方のお話もお聞かせ願ったんですけど、聞いたんですけど、だから何とかそれね、まあ全部が全部とは言いませんけど、本当にそういうお金を立てかえて自分たちで先に出すというのが大変な地区もあつたら、そういう地区はお話を聞いてあげて、何とか町のほうでも協力して、何とかできないものでしょうか、お尋ねします。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 自主防の支援補助金の関係かと思えます。200万円というところで今回補正をいただきまして300万円に増額させていただいております。

2分の1の補助ということで、事業を起こしてから補助金を出すような形になりますけども、補助決定がありまして、物品の調達等行います。補助金の支払いの時期につきましては、私どものほうへまた御相談いただいたらと思えます。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） そうしましてね、今度ちょっと人口のあれなんですけど、町として現在何か、人口の減少に対して取り組みは何かなさっておられますか、お聞きします。

○副議長（下崎弘通君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 人口減少に対して行政のほうで何か取り組みを、まあ総務課のほうで全部答えられるわけじゃございません。

まずは、観光産業課の分野になろうかと思えますが、若者の定住できる町、地域となるよう、町の基幹産業の振興を図っていくこと。それとまた、住みよいまちづくりを積極的に推進し、人口の減少を食い止める、阻止すること。福祉とか医療の分野になろうかと思えます。

私どもの総務課といたしましては、地域的に移住定住促進という、地域的なものでございますが、過疎対策事業としまして色川地区に集落支援員を配置、それから太田地区にもこの4月から集落支援員さんを配置しております。また、地域おこし協力隊、色川地区に現在1名でございますけども、7月から2名の雇用ができるような予算措置をさせていただいております。また、移住定住に関する施策につきましては色川地域振興推進委員会のほうでいろいろ施策が実施されております。

以上でございます。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡君。

○9番（松岡大輔君） そのような色川のほうでも今までずっと40年間、ずっとそういった取り組みをなさってきた方が、もしそういった場があれば、いつでも行ってお話もしてあげるし、参考になることでしたらいつでも行きますよと言うてくださってますので、またそういうところが、そういう話を聞きたいとか、そういう地域が出てきましたら色川のほうにお声をかけていただけますように、よろしく願いいたします。

最後に、これから町にとって財政的にも厳しくなっていくものと思えますが、町民の方々に不便のないように、しっかりと取り組んでいただけることを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（下崎弘通君） 9番松岡議員の一般質問を終結します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時50分 休憩

[4 番森本隆夫議長席に着く]

14時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、1番左近議員の一般質問を許可します。

1番左近君。

○1番（左近 誠君） それでは、私の質問をさせていただきます。

3つありまして、1つは、快適な環境、町道認定と生活道の整備について、2番目は、県津波災害対応実践訓練への研修派遣について、3番目は、全国小中学校学力テストについてお尋ねいたします。

まず最初、町道認定についてお尋ねをいたします。

本町には町内にたくさんの町道があり、町民のために維持管理が行われています。

実質は町道同様に使用されているのにもかかわらず、私道であることを理由に町は維持管理を積極的に関与しないということもあると考えます。

お尋ねいたします。

認定されている町道、されていない私道との扱いの差、ということが考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

現在町道の認定路線の数につきましては771路線、町道として認定させていただいております。町道につきましては、町が管理する道路という意味もありまして維持補修に努めさせていただいております。

その他の道路といたしましては、宅地造成等で開発された道路につきましては、位置指定という形で道路が存在しておりまして、これは土地は個人の名義でありますけれども、位置指定の指定をされれば、道路としての存在をそのまま続けていくということで位置指定の認定がされております。さらには私道ということで、私道いわゆる個人の道路というような種類分けをさせていただいております。町といたしましては、町道の路線認定のみ整備及び補修等を行わせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 私が取り上げる事案でございますが、過去何度も住民から、また区から、また元湯川区の選出の議員さんからも要望されながら認定されず今日に至った湯川区の一部の地域であります。

場所の説明をいたしますと、国道42号線桜ヶ丘信号から施設であります湯ごりの郷方面に下った河川、向かって西側ですね、橋を渡った地域でございます。これまで認定されなかった経緯と理由をお聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議員御指摘の道路につきましては、湯川川のいわゆる右側にある宅地造成がされている部分の道路かと思います。

町道の認定につきましては、申請者からの申請による部分があるんですけども、町として道路に認定するという基準を設けております。その基準で、内容につきましては、道路敷、道路を町へ寄附する。さらには幅員が4メートル以上。さらには舗装、排水施設等の道路構造令による基準を満たしているという条件があり、それをクリアできれば議会へ上程して町道の認定手続を行う方向で今までやっております。

議員御指摘のこの道路につきましては、確認させていただいたんですけども、舗装の部分が完全でない部分もあります。それともう一つは、通常道路が完成した場合には完成した時点で町のほうへ認定申請が出るのが通常でございますが、議員御指摘の道路につきましては、既に道路の位置指定認定が昭和47年に位置指定道路として認定されておりまして、おおむね40年近くの時が経過しておりますので、町道に認定する条件からはかなり外れているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 今説明受けたわけですが、区内の私道ですね、何十年ということは、もう40年ぐらいたったあと、人々が住居を構え生活道として使用し現在に至ったあるわけですね。現在、道路が老朽化し早急に補修をしなければ問題があると、心配してる部分もあるわけでありまして。この生活道ですね、町道とは認定されていないが生活道で、町道と同様に不特定多数の町民が使用するのですから、一部住民のみで維持管理せよと、到底困難なわけがあります。このような道路は、町が積極的に認定し町道の拡充を図ることが道路行政の本来の姿と考えますが、いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

もちろん生活道として使用されている道路だと思うんですけども、ただ、宅地造成等で開発されたものでありますので、当然その土地の売買のときには前面道路につきましては位置指定道路であるという確認のもとで土地も購入されていると思いますので、その辺、町のほうが私道いわゆる位置指定道路につきまして整備補修を進めていく分にはちょっと難しい面があるのではないかと考えます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 町条例に適合されてないからだめと言われ続けてきたわけです。本町の条例は何十年前に制定されたものであって、今、時代も大きく変わっているわけなんです。特に私これ、この町条例、これ町の私道を町道路線に認定する基準でありますね。これ何年前につくったんですか、お伺いします。





-----  
-----  
-----  
-----

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） -----町長、これこの本ですね、那智勝浦町長期総合計画と、8次、これに快適で安心して暮らせるまちづくりとあります。この中の2項で、生活交通網の整備と施策の現状というところの中で、生活道路についても道路改良、舗装、道路環境、道路災害防除を行っていますと、こういうのを、これは町道にほとんど関したことを言うたあると思うんですけど、そやけど、生活道として扱っているのは何の遜色もない、変わりもないわけですね。

それとですね、この政策の方向というところに、生活道路の整備とあって私道の整備に対しては支援を検討しますということですから、これから検討していただきたい。これちゃんと、うとうているんですよ。これ町長の写真も出てます。これ町長「豊かさやさしさが溢れるまち」を目指してと、これ町長の写真出てますね。ということは、これから前向きに快適で安心して暮らせるまちづくりを目指すのであれば、もうちょっと前向きに取り上げていただきたい。

それと、僕は思うんですよ。こういう、まあいうたら、何十年もたっても認めてもらえないという声ですね、もうちょっと真摯に受けとめて聞くという態度が必要だと思うんですよ。

そこで、税務課長にちょっとお尋ねをいたします。

これ、例えばですね、環境がよくなって、舗装もされ、また整備もされたという場合、地価の高騰というのは、地価にはね返るといことはあるんですか、どうでしょうか。

それと、地価が上がってんやったら税収も、評価額も上がるんだから税収もふえるということはどうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久原君。

○税務課長（久原章功君） 評価額の話だと思うんですけども、まあ舗装してる道路と舗装していない道路の近辺の土地価格につきましては、舗装している道路の近辺のほうが若干評価額が高くなってございます。それに伴いまして税も100分の1.4掛けますとその分だけ上がってくるということになってきます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） ということは、環境がよくなれば税収もふえるということだと思います。

それでは、消防長にお尋ねいたします。

この地域ですね、この地区はこの間、ぼやかな、前にあったんですかね、そのときのことをいつも思うんですが、あそこ川を渡るのに町道が2本あるわけですね。ほで、あそこもどうも狭いし、火災に対する物すごい不安もあると思うんですけど、今の状況はどういうことにな

っておるでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） この地区には消火栓が4基整備されております。ですので、火災等が起こった場合でも、以前に火災があったときも消防自動車は入って消火活動はできました。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 大変、町道と言いながら、川を渡る橋ですね、狭いし、それと、あそこに川にかかっている橋が5本か6本あるんですね。ほて、私道というのが多いわけです。そやから、ほんまの話、あそこの橋もちょっと心配だし、中へ入ってちょうどこの、これ地図あるわけですね。湯川の1024番地、1022番地、1021番地、こういうところだと思うんですけど、一部認定されている、前々から埋め立てられて町道に認定されている箇所、一部あるんですけど、あと、ほんまに望んでいる場所は、もうほんまに荒れています。

ほて、町長にちょっとお伺いしたいんですが、町長選で、あの辺へ選挙カーを回されたと思うんです。あの地域の中へ入っておったと思うんですが、町長、それ感じたあると思うんですが、それについて町長はどう捉えておられますか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員のおっしゃることはよくわかるんです。私もそこへは何度も行ってますので。

ただ、その所有者との、まあ町道移管する場合は、所有者からの同意、無償提供という形になろうかと思うんです

舗装するにしても、今度舗装だけであったとしても、そのときに、後から所有者のほうからこれは勝手にされたら困ると言われることもあろうかと思うんです。そういうふうないろいろと出てくる問題点、いろいろそういうことも鑑みていくと、側溝整備しなければ、また家の入り口のところに水が流れ込んでくるとか、そういうことも含めてやる場合に、他人の土地をそういうふうな整備をするということは、なかなか公的な部分では難しいかと、私はそのように考えております。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） まあいうたら、例えば、先ほども言いましたように、何十年たってもそのまま、自力で改修なりあれをせえということだと思うんです。けどですね、こういう条例にも、ニセコ町、それから北谷町、全国にもこういう私道に対する補助、全くないんじゃないしに、うちのこの、例えばこの条例、それと条例で町道認定とありますが、町道認定したら私道についての補助とか、ああいうあれはないんでしょう。そういう規則というんですか、私道であっても補助ができるというような項目はどんなんでしょう。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

私道に対しての工事の補助要綱はございません。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） うちの町はそれもしてないと。全国というたって、これね、僕はちょうど岡山の玉野市ですか、玉野市もそういうのがあって、私道に対する条例っていうのも、私道に対する条例ですね、そういうのもあるんですよ。そやから、全国にどこに行っても私道に対しても優しいんですね。全くないからだめだと門前払いはしてないんですよ。

ほて、これ北谷町でもこれ、先ほど言いましたが、町道の認定と、また私道に対する規則というものもあります。北谷町私道の整備に関する条例施行規則というのがあります。それと、玉野市ですね、これ玉野市の土木課に僕はちょっと聞いたんですよ。そしたら、うちには私道等整備補助制度については、私道等の整備補助金交付規則に基づいて運用を行ってますとゆうてあるわけですから。まあそやから、これからですね、うちの町もそういうところの地域の、地区のですね、ことを手本にして、もうちょっと改良するなり、法の改正、規則の改正ですか、条例の改正とかというのにちょっと取り組んでいただきたいと思うんですが、最後にそれちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員から御指摘のありました私道の補助要綱につきまして、近隣市町村、県内等々、勉強させていただいて、参考にできる分があれば参考にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） まあ課長、そうやって前向きに検討約束していただいたんで、私としてはまあこれからも努力していただきたいと、よろしく願いいたします。

それから、次の県が主催する津波災害対応実践訓練への研修派遣ということなんですが、午前中からもいろいろ災害について、また防災についていろいろ質問、各議員さんから質問があります。

私、南海トラフの地震時の津波によって和歌山県が予想される道路寸断とか孤立集落の多発に対して、関係防災機関等を利用して、活用して実践訓練に入るとか、大規模災害の米軍の救援とかということで、県はこの秋ですか、10月19日、防災、大きな訓練をやるということなんですが、こういう機会、白浜町それから串本町を中心として行うということなんです。

私が思いますのは、こういう大きな訓練、実際に自衛隊、米軍、県、みんな巻き込んで大きな南海トラフに対するこういう訓練をやるということですから、我々那智勝浦町もやっぱりそういうのを研修させてもらうという意味で参加してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 県が10月19日に実施いたします津波災害対応実践訓練、これ

につきましては、訓練の場所が田辺市、白浜町、串本町で開催される予定と聞いております。平成25年度につきましては、昨年は11月にありまして、県のほか陸上自衛隊、海上保安庁、国土交通省など20の機関と住民が参加してございます。ことしの10月の訓練につきましては、これを上回る規模を予定しておりまして、紀南が会場になるのは今回が初めてということで聞いております。

議員御指摘のとおり、その近隣の市町村で実施される、これほど大がかりな県の実践訓練でありますので、具体的なことはまだ発表されていないようでございますが、研修として視察できないか、検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 今課長からはっきりしたことが決まってないということで、まあ前向きに検討していただけるということですね。

それと、今例えば課長も述べられておりましたように、これいつも県は物すごい力を入れてやっているんです。この6月、これ5日の新聞なんですけれど、この2日、6月2日ですね、これ和歌山沖でマグニチュード9.1の地震が発生したと想定して、この訓練をやったと、これ4日ですね、白浜町の南紀白浜空港や海上で陸海空の自衛隊や米陸軍約250人が参加して救出訓練をするんだということもやられております。

それと、県が対策本部になって巨大地震に備えて国土強靱化に対する設置をしたということで、そういうことと関連したこともいろいろ事業をやっております。参加するのいろいろな職員ももちろんですが、自治防災のいろいろ関係の役員さんですか、できたら我々総務のほうで所属してあるわけですけど、議員も行けよと言われればちょっと見学もしたいという部分もあります。どうでしょうかね。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町の職員、防災担当者につきましては業務といいますか、訓練の応援とか裏方のというふうな形で参加になると思っております。その中で訓練を視察、研修できるかと思えます。

また、御指摘いただきました自主防の関係につきましては、自主防のその連絡協議会におきまして毎年視察を行っております。自主防のその連絡協議会の判断になろうかと思えますが、まあ訓練を見学しに行くことは可能かと思えます。今のところ聞いておりますのは尾鷲の防災対策を視察するというふうな方向で聞いておりますが、せつかくの機会ですので、自主防の連絡協議会の会長さんにも一度御相談させていただきたいとも思えます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） こういう機会がめったにないということと、また、体験というんですか、踏んどいたらほんまに勉強になると思えますので、よろしく御配慮お願いします。

それから、3 番目の全国小中学校学力テストについてお尋ねをいたします。

この学力テストは、ことし4月22日ですか、行われて、県内公立私立1万7,590人が参加したということです。このことについて、これまあ大体文科省による学力テストですが、小学校6年生、中学3年生を対象に行われたということで、科目は国語、算数ですか、まあ中学の場合は数学ということですね。この目的ですね、テストの目的、どういことを上げられますか、教育長お願いします。

○議長（森本隆夫君） 教育長森君。

○教育長（森 崇君） 全国学力テストです。正式名称はですね、全国学力・学習状況調査ということでございます。

調査の目的は、これちょっと正確に述べますんで、読ませていただきます。

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析。そして、その結果を教育施策の成果と課題を検証しその改善を図るとともに学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てると、さらに、そのような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立するというのが文部科学省の言うところの調査の目的でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 成績をもとに教育の成果を検証して指導に当たるといことと、今言われましたように、テストの結果を見て、うちの学校はどんな、またうちの地区は、町はどのぐらいの全国的な位置づけであるかという項目も入ったあると思うんですよ。それから、分野によっては算数が得意なんか、国語がどうなのかとかという、まあいうたら、苦手の分析というものできるわけですね。そうした場合、このテストの結果公表ですね、どのようにされるのか。また、報道によりますと、県は公表せずとか、印南町は公表するんだとか、いろいろ言われておりますが、本町、教育長どうでしょう。本町ではどういう考えですか。

○議長（森本隆夫君） 教育長森君。

○教育長（森 崇君） その結果でございますけれども、先ほども申し上げましたように、これ学力だけじゃないんですね。重要なのは、その中ポツの次、学習状況調査ということで、例えば、家庭でどんな本を読んでもか、新聞読んでますか、土日は家で1時間勉強してますか、2時間勉強してますかというようなことを、こういうんですね、生徒質問紙という、こういうのが70問あるんです。それでその児童・生徒の家庭における状況、そういうものを詳しく児童・生徒に問うておるといことでございます。

ただですね、まあいろんな影響で、その学力の順位だけ云々されるところが、そういう風潮が私から見て見受けられるというふうに思います。先ほども申し上げましたが、この調査は子供の学習状況全体を捉えた、もっと大きな概念のものだと私は考えております。

それで、教育委員会としても、各学校の現状に合わせた指導及び支援等を行った経過を明らかにして、まず教育委員会が考えること、それから学校が考えること、子供自身が考えること、家庭が考えること、家庭、保護者ですね、この4点のポイントに分けて分析結果をまとめることが必要であると。現在分析中でございます。分析中というか、まだ結果は8月にわ

かるわけですが、それでも。

このお尋ねの調査結果の公表につきましては、保護者や地域住民に対し説明責任を果たすということが重要であるというのはもちろんでございます。その一方、学校の序列化であるとか、その過度な競争が生じないようにする、そういう教育的配慮も必要だと考えております。

教育委員会におきましては、公表の効果や影響を慎重に協議しながら、どのような公表の仕方をするかということについて現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 今教育長が言われましたように、確かにまだ公表については難しいという点があると思います。学校の序列化とかいろいろ個人成績がどうだとか、学校のあれによっては大変な問題になるということも述べられております。

県は公表せずと、例えば県の教育課長ですか、述べられておりますのが、学校、家庭と地域が一体となって学力に努めるという観点から、市町村教育委員会が主体的に何らかの情報を公開するのが望ましいと言われましたよね。ということです。

そこで、保護者でもいろいろ意見あると思うんですよ。例えば、学校別に公表することはいいと思うと、子供が通っている学校の強みや弱みがわかるから、弱い教科については保護者と教員が一体となって問題解決に当たるための材料になるのではないかとされている父兄と、また、学校が格差が生じるからだめだという父兄もあるわけですね。ということは、いろいろ父兄の間でも賛否両論ということがあると。

私としては、私が思いますのは、全く公表しないというのも、これもまたひとつ問題だと思うんですよ。というのは、やっぱりうちの町はどのぐらいのレベルであるんかと、教育の方面に予算をいろいろつけて、エアコンからあれから、学校から新築してという、いろいろ予算もそちらのほうでつぎ込んでます。ほて、やっぱり勉強するというたら、ある程度やっぱり勉強である程度のこともわかってなかったらちょっと困ると思うんですね。だから切磋琢磨して臨むというのも一つのあれだと思います。また、ぴりっとしたところもなかったら、まあ別に点が低かっても構わんとかというんじゃ困ると思うんですね。その点、教育長もいろいろわかっておられると思うんですから、これからも公表とかいろいろあると思うんですけど、慎重にやっていただきたい、このように思います。

それでは、私の質問、これで終わります。

○議長（森本隆夫君） 1 番左近議員の一般質問を終結します。

再開15時10分。休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時50分 休憩

15時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

次に、3番下崎議員の一般質問を許可します。

3番下崎君。

○3番(下崎弘通君) それでは、一般質問をさせていただきます。

件名は市野々地内の切り取り工事のその後についてということで、監査結果の内容に基づく確認と、その後の現場の状況と対応について確認ということで幾つか質問をさせていただきます。

昨年の11月の議会で私の一般質問の中で、この市野々地内の切り取り工事について質問させていただきましたが、そのときは住民監査請求が提出されておりましたので内容等については深く入らずに、23、24年度2カ年で随意契約で施工された6件の切り取り工事、あと2件の側溝工事とモルタル吹きつけ工事について、工事請負契約締結と請負代金の支出について、地方自治法また町例規集の財務規則等における町長決裁の権限の範囲とその責任について確認させていただきました。

その後、12月5日付で監査結果が公表されましたので、その結果を受けて少し質問をさせていただきます。

その監査結果に入る前に、前回の質問したときの町長の答弁で少し確認をさせていただきます。

この工事の随意契約の必要性、緊急性についてと工事請負金額の支出の妥当性とその責任について質問しましたが、町長は、そのときの答弁なんですけれども「この工事につきましては連続性がある工事だったと私は思っておりますけれども、それが担当課がそういう結論で私のほうへその工事の状況を報告し、そういう形で連続性のある工事については途中でやめて区切り区切りというのはなかなかしにくかったのかなと、当時私はそういうところの方面では現場も見せていませんし、いろいろ災害の復旧に努めておったところでございますので、担当のその現場の対応に頼らざるを得なかった」と答えているんですが、この答弁ですが、現場を私は見ないと、担当課の報告と対応に頼らざるを得なかったと。

私から見れば大変無責任と思われるような答弁なんですが、切り取り工事現場はあなたの地元なので、また通勤のたびに、それまで通勤のたびにですよ、見ているからよくわかっているから、見に行く必要はなかったのか、確認する必要はなかったのか、お尋ねします。

○議長(森本隆夫君) 町長寺本君。

○町長(寺本眞一君) 私は通勤もしてませんので、その当時は、確認はしておりません。ただ、担当からそういう報告を受けたときには、現場は一度、雨降る中、見に行かさせていただいております。

○議長(森本隆夫君) 3番下崎君。

○3番(下崎弘通君) 通勤してないというと、市野々から通うてなかったんですか、その前は。

この工事される前は、災害のある前までは。

○議長(森本隆夫君) 町長寺本君。

○町長(寺本眞一君) 工事する前、災害起こる前は市野々から通っておりますけど、災害後は通

っておりませんので。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その山の状況というのは見ているからわかると思うんです。ですから、何で現地を見ずに連続性がある工事であると、なぜそのような判断をされたのかですね、ちょっと不思議なんです、町長。

町長にお聞きしますが、切り取り工事6件で、最初の1回目は平成23年11月8日に最初の随意契約がありまして、次は12月、1月、2月、3月と続き、6回目は24年度の7月と、4カ月飛んで随意契約ばかりで3,980万5,500円も支出されているんですね。そして、11月から3月まで毎月。誰が見てもね、これちょっと何か、その私の受けようですけども、出来高契約で出来高払いによる工事じゃないのかなと思うような経過なんです。

そして、その後の側溝工事、これも随意契約で1件598万5,000円の支出、これも7月契約です。ですから、その7月に切り取り工事と、この側溝工事と、2つ同時に契約してるということなんです。それからモルタル吹きつけ工事、これは入札ですが、25年2月の契約で1件1,327万2,000円の支出。合計で5,906万2,500円の支出となっている。

これだけの額を町の単独災害工事で2カ年で支出しているんです。これは町の財政面からも財務会計上から見ても大変な支出なんです。このことを見聞きした人から、また行政経験のある人からも、こういうことができるのか、許されるのか、どうなっているんだという意見や質問をよく受けるんですよ。2カ年にわたって随意契約で切り取り工事6件、側溝工事1件、合計7件もの随意契約をしている。これが本当に緊急性、必要性があったのか疑わしいんです。

町長、これらの手続、行為が正しいんだ、間違っていないんだ、これら一連の工事に対して一切の責任はないんだと今も思われているのかですね、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そのように思っております。ただ、1回目のその除去作業のときの現場も見てますし、その後、それから区からの要望等、いろいろ何回か受けまして、その辺で当時はほかに業者もなく、ただ、私としては次の雨が降れば、その地点で崩れてきたときに民家がその下にありますので、それが潰れた場合にはその責任というのは、要望があってしてなかったということになれば、その責任を問われるのは当たり前になるかと思うんですけど、その時点のときではそれを早く対処しなければならぬというのが担当課からの見解でありましたし、その担当課の、私が現場で一々、一担当のようにして働くわけではございませんので、担当課がそういうふうな報告で申請を、事業計画を上げてくれば、そのような形で対応せざるを得なかったというのが現状でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そしたら、私が昨年質問したときにね、現場を私は見えてきましたと、そうした中で担当課と対応を協議し、そのようにしましたと、ちょっと答えていただいたらよかったですけども、その現場を私は見ていませんという、会議録に載ってますんでね、それでちょっと聞かさせてもらうんです。

それでは、監査請求の公表結果についてお尋ねします。

この監査請求について全然御存じでない人もあるかと思いますが、町のホームページで公表されたんで、12月5日付で公表されているんですね。

それで、監査請求の内容ですが、ちょっと簡単に取りまとめているんですけども、この件の支出の違法性、不当性ということで、1つ、山崩れ予防のためにあれだけの大規模工事の必要があったのか。山腹の亀裂の写真がない。2つが、随意契約を何度も繰り返している点。3つ、業者選定、入札資格のない町外の業者である。4つ、山林管理者と登記簿上の所有者の違いについて町の確認等の対応が問題。5つ、工事後に予想される出水対策と、側溝の下流部分の90度にカーブするなどの設計不良部分。この5つの問題の項目と、請求提出のおくれの理由は町工事ではなく個人的な工事と思っていた。9月の建設常任委員会の調査の結果で初めて知ったと、これには書いております。そして、とるべき措置として、これら5つの問題の解決と、本来工事に必要であった相当額を差し引いた残りの金額を町長が町に返還すべきであると、簡単にまとめれば、こういうような内容の監査請求なんですけど、これを受けての監査結果ですが、いろいろと検証されていますが、この判断と結論は、関係書類等は適正に処理されている。自治法第242条第1項に規定する違法または不当な点は認められないと判断ということなんですけども、そして結論は、自治法第242条第2項に定める住民監査請求の期間制限を徒過していると認め、過ぎてしていると認めですね、これを却下し、その余の請求については理由がないものと認め棄却との結論ですが、ある意味、請求期間の1年が過ぎていたからという理由で却下されたような内容と思われるんですけど、この監査の結論に対して、町の受け取り方なんですけど、これを受けて、どのように対応されたのか、反省すべき点はないのか、全然ないのか、また、自治法、町財務規則、決裁規程等の面から見て正しい行財政事務を執行されたと思っているのか、お尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員おっしゃっていただいております那智勝浦町職員措置請求に係る監査結果でございます。平成25年12月4日付で通知がなされまして、5日で公表がなされております。

議員御指摘の工事の関係でございますけども、8つの工事がございます。当初の工事からのり面、8つ目の工事が平成24年度の繰越事業でモルタル吹きつけとなっております。

その関係で監査結果でございますけども、1つ目から7つ目までの工事につきましては、議員先ほどおっしゃいましたが、自治法第242条第2項の定めによる住民監査請求の使用期限を徒過、過ぎていたということで、これを却下してございます。

そのほかの請求につきましては、これは8の工事になりますけども、モルタル吹きつけになりますけども、まあこれについては理由がないものと認め棄却しますということになっております。その棄却の理由なんですけども、議員もおっしゃいましたが、適正に処理されており、自治法第242条第1項に規定する違法または不当な点は認められないと判断する。また、町が施工した通路または里道等、財産の管理につきましては、この監査時点においては住民監査請

求が認められるための要件である違法または不当に財産の管理を怠っているとまでは言えないと判断する。このような理由となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、監査結果の最後にですね、監査委員からの要望として、この工事をした山林において地権者が私的な工事を実施しており、その石積みの方法や立木の伐採等により近隣住民の方々が今後の大雨等による災害を非常に心配している。行政指導により解決に向けての協力をお願いしている。その解決に向け強く要望すると、これは監査結果、監査委員のほうで締められているんですが、これを受けて、これまでの町の対応についてどのようにされているのか、お尋ねしますが、私も先日現地を見てきたんです。上の場所までは個人の所有地ですので見に行かなかったんですが、登り口の右側の側溝から下側への排水のスムーズな流れの確保ということで何か所か、その水が90度に曲がっておるんですね。それで、出水のときには道路上に排水があふれる状態であると。今後の豪雨の時期を迎え、災害などの心配をされているんです、付近の人は。これは付近の住民からの申し出により建設課において早急に排水路の確保等に対処しますとの話になっているということなんですが、どのようにその後なっているのか、お尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議員御指摘のとおり、監査報告の中で私的な工事についての今後の対策がうたわれております。それにつきましては、森林法に基づく林地開発及び都市計画法に基づく開発行為の法的な規制に係る基準になる面積は基準以下なので、そういった林地開発及び開発行為は法的な規制は外となっております。ただし、法的な根拠はありませんが、町からの行政指導といたしまして施工者の責任において石積みの安全性を確保しなさいという文書を町長名で出しております。それに対して施工者より、施工責任を負うという確約書の文書をいただいております。引き続き地元区とも十分協議しながら、のり面の安全性につきましては行政指導の範囲内で指導させていただきます。

それと、排水につきましては、議員御指摘のとおり、現在その地区につきましては、通常は町道の両側に排水施設の側溝が整備されているのが通常でございますが、現在その地域につきましては町道に排水施設が整備されておりません。したがって、宅地造成で水路が整備されているところへ無理やりに排水処理をつないでいるというような状況でございますが、地区のほうへは早急に側溝を整備しますという約束をしておりますので、それを実現できるように早急に側溝につきましては整備の方向で進めていく方向で考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その土地の地権者とか業者のほうから、町長名で文書を出してそれで確約書をいただいている。見たらその頂上付近の石積みされているところがちょっと見えているんですけども、その安全性と、そして頂上のその整地されていると思われる部分にソーラーシ

ステムらしい施設の配置がありますよね。その部分についても配置と基礎の部分の安全性等は確認されているのかですね、この確約書の中にもそれは十分含まれているのか、そういうような面も含まれているのか、ちょっと確認させていただきます。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ソーラーにつきましては、現在確認申請の必要のないという構造物の形態となっております。町内でもかなり空き地等を利用してソーラー施設が建設されております。これは確認申請の必要のない範囲となっておりますので、議員御指摘の基礎の部分につきましては、確約書の中に入っておりませんので、再度その部分につきましては施工業者と十分に協議をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、よろしくをお願いします。

それから、その頂上部分を通っていると思われる里道、熊野古道と言われているんですけども、その部分の確認と確保についてきちんと対応をお願いしたいと思っております。

今現在、その町道から古道に入る入り口に看板があるんですね。それには「里道（熊野古道）はしばらく通り抜けできません。御迷惑をおかけします」と看板がかけられているんですが、現場の工事はもう既に済んでおりますよね。それでこの里道、熊野古道と書いてるんですけども、この古道の確保はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

里道につきましては、今議員御指摘のとおり、町道から山を登っていきまして中腹付近を那智山方面へ続いている里道が現在存在しております。ただし、法務局の公図で確認しているんですけども、この里道につきましては、途中で切れているような状態になっていまして、連続していないんです、現実的には。ただし、以前は通っておりましたので、多分民地の部分を通っていたかと思われます。したがって、現在看板をかけさせていただきました、民地の工事が続いていたもんですから、通り抜けできませんという看板を設置させていただいています。おおむね工事的にはもう完了してます。

今後は地権者の了解を得て、その切れている部分はどうしても民地の部分を通らせていただく必要がありますので、里道を連続して通らせてくださいというこちらの要望はもう既に地権者に伝えておりますので、工事が完了も間近でございますので、再度里道につきましては通り抜けできるように地権者とも十分話をさせて、進めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それではよろしく、地権者との調整のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に町長にお尋ねしますが、監査請求の結果は理由がないとすることで却下の

結論だったんですけども、監査請求された人は、監査の結果に不服があるときは自治法第242条の2に規定されております住民訴訟という、そういう提訴の方法しか争う道はないんですが、これは大変な労力と多額の裁判の費用がかかりますよね。ですから、それはさておいて、最後にもう一度ですね、こういう一連の工事契約のあり方と支出の執行など、大変紛らわしい疑いを持たれるような行財政運営について、またあなたの政治姿勢について、あなた自身どのように感じているのかですね、お尋ねして私の質問一般を終わりたいと思います。お願いします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時の大災害の後での対応だったんで、それが一番担当課としてもベストな考え方だったと私は思っているんですけども、以後はそういうことはありませんので、そういうことは今後ともあり得ることは、緊急避難的な以外は適正に対処していきたいと考えます。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 濟いません、監査の指摘の中で、今議員おっしゃいました緊急時における取り扱いということも指摘されておまして、現在建設課のほうで緊急時における取り扱いというのを原案を作成しております。ただ、これは建設課だけに当てはまる部分でございませんで、関係各課の意見を現在取りまとめておりますので、早急に災害時における工事、修繕、測量等の契約方法につきましては策定させて、その方向で進めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 緊急時の出来事というか、行為だったんで、まあそれはさておき、今後は十分注意していくと。それで今現在、そういう緊急時における契約方法とかいろんな面で検討をしているということなんです。それはそれでも結構なんですけども、ただ、これ最後ちょっと申し上げたいのは、2年間の間にそれだけの随意契約をやっていると。それは緊急性がそれだけ2年間も続くのかということが、その一般の住民の皆さんの、まあいうたら疑問なんです。ですから、そういうことで今回質問させていただいたんですけども、今後十分検討していただいて、非常時のそういう対応の仕方ですね、そういうことで行財政の運営を進めていただきたいと思います。

それでは、終わります。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎議員の一般質問を終結します。

次に、7番田中議員の一般質問を許可します。

7番田中君。

○7番（田中幸子君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

私の通告は、福祉のまちづくりについてです。

平成23年3月に那智勝浦町長期総合計画第8次に「豊かさとやさしさが溢れるまち」という政策が入っています。その中で高齢者の福祉について語られてあります。地域で支え合う社会

福祉、社会保障の充実と書いてあります。全国的に、まあ那智勝浦町もそうなんですけども、高齢者がふえているという状況にあります。

そこで、前にも一度一般質問させていただいております。また、ほかの議員で、前に東議員も聞かれたかと思うんですけども、この那智勝浦、勝浦以外の太田とか、それから浦神、色川の関係で、今スクールバスが走っています。そのバスを利用して交通の関係を利用させていただけないかなということでお尋ねいたします。

今高齢の方がふえていて、車を手放される方も結構おられます。そこで、スクールバスは子供さんを送って帰るまでの間にちょっと時間があると、そういうことですので、その中の時間を利用して使えないかということをお尋ねしたいと思います。

まず、このスクールバスについて、今何台ありましたでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 今現在スクールバスとして活用させていただいておりますのは、三川小学校から勝浦小学校に通う分が1台、それから太田中学校の廃校に伴います下里中学校へのバスが1台、そして浦神小学校廃校に伴います下里小学校へのバスが1台、バスとしては3台、そして籠小学校から色川小学校に通うスクールカーが1台、バスは3台、乗用車が1台と、合計4台でございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 3台と1台で4台あるということです。今の状況から聞かせていただきますと、やはり交通の便でこの車を利用するということは、どうでしょうか、できないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 非常にむちゃな質問で、こういう場で、教育委員会で子供用の補助金をいただいてバスを購入いたしました。目的外使用をこういう場でせよということは、ちょっと非常に私どもとしては答弁しにくいことでございます。

そしてまた、活用から申しますと、ただ通学だけに使うんでなくて、子供たち各学校の各学年校外活動、そういうことにも活用させていただいておりますので、子供たちの通学以外、丸々あきかというたら、決してそうではございませんで、週に何回か子供たちの校外活動等に活用させていただいておりますので、非常に考えにくい話だと思います。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） まあ大変きつい話ということで、そうですね、確かに壁があるということでは、調べたら書いてありましたが、志摩半島の鳥羽市とか、それから北海道のニセコというところでは、福祉バスということとスクールバスで利用しているということもちょっと書いてあったんですけども、それは書いてありました。

それで、この私の単純な考えでしようが、これは補助金ということでしたら、この補助金を福祉や教育委員会の全額使って補助金、全額補助金でこのバスを買ってるということでしょうか、ちょっとややこしくてごめん。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） 教育委員会からこういう子供たちの学校統廃合によって子供たち交通の便が悪くなるので、行政としてその責務を全うするために通学用のバスを購入したいということでの補助金でございますので、その目的のための購入でございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） そしたらもう全く、その通学以外にも子供さんの時間に使ってるということで、ほかの地域でこういうことをされてるといのは調べられたことはありますか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○参事（教育次長）（瀧本雄之君） ほかの市町村のことを言って申しわけないんですが、近くの例で言いますと、20年ほど前になるでしょうか、北山村がスクールバスでいかだ下りの乗客を乗せて大変なお叱りを受けたという事例は存じ上げております。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） そういうことであるということなんですけれども、今私が知ってる方のところでも、やはり確かにバスは走ってはいるんです、町のバスもね。ところが時間帯が1日1本、2本というところですかね。やっぱり利用ということでは、病院へ行ったり買い物に行ったりということでは、なかなか大変という声も聞きます。また、年いってれば余計だと思うんですけども。町として今バスを、走らせるというバスの余裕はないですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、現在の町営バスの状況について御説明させていただきます。

色川線、太田線を運行しておりまして、国道沿いにつきましては熊野交通の路線バスが今運行がされております。高齢者の方につきましては、これは別の施策なんですけど、70歳以上の非課税の方については福祉乗車券を交付がされております。バスやタクシー等利用しやすいような環境に努めているところかと思えます。

御指摘のお年寄りのバスの利用、それから路線バス以外にもということかと思えますけども、例えば、巡回バスみたいな、ようなイメージかと思えますけど、現在運行の予定等は考えてございません、市街地の主要施設であります病院、役場、スーパー等につきましては、町営バスのほうが乗り入れてますので、まずはそちらを御利用いただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 町営バスというのは、県道とか割と大きい場所、道路しか走らないということもありまして、近く、もう少し近くまで、色川にしても太田のほうにしても、近い場所にバスが、バスというんですか、自動車が行くような形にならないかというふうに考えます。そこらは今のコース以外に少し中へ入るとかということは、もう無理でしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町営バスの関係ですけれども、色川、太田線が路線が廃止になったということで、平成14年から町営バスでそちらの分も補ってございます。

今後もし検討するとなれば、現行の熊野交通の路線バスが廃止されるようなことがあれば、また町営バスで補填ということも、補うということも今後運行の拡大ということも考えていかなければならないと現状では思っております。

巡回バスにつきましては、以前にも、平成19年当時にも町営バスとか福祉バスの問題として部内協議がなされたことがあります。検討の内容につきましては、バス路線のない地域につきまして地域から最寄りのバスまで、基本となるのは町営バスで、そこへつなぐような形で検討したんですけども、最寄りの駅まで運行することになるようなことが過去に検討はいたしましたけれども、そのときでも、やっぱり料金の問題、今の路線バスの関係の料金の問題とか、運行路線の問題、それから運行日であるとか時間の問題、いろんな方がおられますので、それぞれに合わせていくというのはなかなか難しいという話。それと、路線バスの競合の問題等がございまして、このような問題があつて、今現状進んでないというところでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 10人が10人、必要な時間ばかり言うてると、なかなか運行はできないと思うんですけど、週にもう1便ふやすという曜日を決めてふやすとかという形で考えるということもできるかなと思うんですけども、那智勝浦のこの町の中で体育文化会館で催しがあったりしても、なかなかそこに行けないということも、行きたくても行けないという部分があるんですけども、近所の方をお願いするということも方法はあるかと思いますが、なかなか年配の方はお願いするのも申しわけないというような形があつて、つい言いづらいというのがあつて、遠くへのお出かけがなかなかできないということもあります。

このバスの運行については、本当にこれから自動車に乗れなくなる方がどんどんふえるという中では、本当にこれから考えていかなければならないことではないかと思うんですけども、その分では、町長どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 交通の手段というものは、いろいろな地区にみんな分かれて広範囲にあるんで、それは考えていかなければならない面もあるかと思うんですけども、こういうスクールバス等についての利用については、なかなかそういうふうな割り振り方はできないであろう。

あと、そういう中では、今後はその地域に住んでいる交通手段のない方がどういうふうな対応をできるかということも今後の課題だと思うんで、その辺については、我々としても十分検討していかなければならないかなと考えております。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） これからのことも含めてあります。ぜひ町民の人の声も含めて検討すると思うんですけど、今町長が言われたことについてこれから先も考えていただきたいと思います。

町営バスの、そのスクールバスの利用については前回も言われ、今回は特に言われて、方法的にもっと使えたら、使える方法もあればと思いますので、またもうちょっといい方法があればお願いします。

あと、次に福祉乗車券の増額のことですけども、今これは町の単独事業ということで、本当に町民の人にとってみればありがたい乗車券、バスとタクシー券ということで毎年毎年配布、申し込めば配布していただけるということです。

ことしについての配布状況と、それからこれを利用されている方の状況は去年と比べてどうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

使用率、実績につきましては、平成25年度においては74%の使用率になっております。ここ5年間の平均として72%でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） バスとか、そのタクシーを利用するともうあつという間に、3,000円分でしたね、まあなくなってしまうということで、タクシーだと本当に1回か2回使ってしまったらなくなってしまうんですけども、この乗車券の増額というのは考えられませんか。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

御利用される地域の方々によって金額が多少、必要になる金額が違ってくると思うんです。そういうこともありますので、増額につきましては御意見として参考にさせていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） どうしても町のバスも使えないというんですか、交通手段がそんなにないということでは、なかなかこの乗車券を使わせてもらえるというのは本当に助かると思いますので、ぜひ、まあたくさんとは言わないんですが、ぜひ増額の方向で考えてもらえたらいいかなと思うんですが。

あと、次はお年寄りについての場所づくりということで、木のベンチの設定をお願いしたいということで書かせていただきました。

町内を見てますと、ところどころに木のベンチが置いてありますが、もう少し箇所をふやして置いていただけないかと思います。というのは、どうしてもお年寄りの人っていうのは、まあお年寄りの人に限らず、お子さんを持つてる、お子さんを育てておられるお母さんたちもそうなんですけども、お散歩したり、それからお買い物荷物持って帰り道にベンチがあると、そこへ腰かけて休憩しては、後はまた帰れるというような状況も見受けます。

このベンチなんですけども、今後、ベンチを増加して置いていくということでの考えはどうでしょうか、ないでしょうか、お聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 現在観光産業課のほうで管理している公園といたしまして朝日公園、そして駿田公園、北浜の公園等々ございますが、主要なところには少しでございますが、ベンチ施設あるいは遊具施設等々も整備しております。

今後ふやせれるかということですが、現在いろんな場合におきまして、例えば県の木材の使用の推進等々、そういったところでベンチをいただける場合、可能な限りいただいて、それぞれの公園あるいは町内施設に配付等々行っております。単独でやると相当な費用がかかりますので、そういった機会を見て、いろいろそういった方面にも働きかけて、できるだけ必要なところに配備できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） こういうベンチというのは公園とか、それからこういう役場のそば、また各公的な施設、バス停とか少しちょっと、道路で余り狭いところであると歩き道の途中で危ないということもあるんですけども、そういう買い物の途中で少し広い道でもあればということも考えてもらえて、町の中でどこに置けるかということもあるかとは思んですけども、ぜひそのベンチも置いていただけますと、あ、それからこれは、あと団地ですね、町の団地のところにもぜひ置いていただけると、そこは割と高齢者の方が出てこられて、皆さんとお話ができるということも、コミュニケーションを持てるということもありますので、町内の団地のところにもぜひ設定できるように考えていただきたいんですけど。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） まず、公園等とかのベンチの設置ですけども、それに対しましては後々の管理等々の問題も出てきます。そういったものと照らし合わせて、できるだけ取り組んでいけるように考えたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 長期計画の中にも「健やかでやさしいまちづくり」ということでは、高齢者の方に地域包括支援センターを中心として活動的な85歳を目指し、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりを推進しますということが掲げられています。

先ほども言いましたとおり、那智勝浦町でも高齢化が進んできています。なかなか外に出ることもないということもあるので、先ほど言いましたそのバス、コミュニティーバス、福祉バスも含めて、そしてベンチの設定とかも含めて、やはり高齢者の人たちが外へ出やすいような形をぜひ持っていただきたいと思います。

今安倍政権では医療とか介護を安上がりなものにしようとして、サービスの切り下げとかが考えられています。そのことによって入院難民や介護難民をふやすような改悪があります。介護では要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村の事業に移行するということも言われています。このことになってくると、やはり町も町民の人も本当にますます大変な状況になってきますので、高齢者の方が安心してこの住みなれた地域で住めるような、そうい

う生活ができていける地域に、那智勝浦町づくりを含めて考えていただきたいと思います。

こういうことも含めて、町長、なかなかスクールバスについても含めて先ほど町長からも言われたんですけども、やっぱりこれからは先ほどありました子育て支援、そして若い人たちが老後も安心して暮らせるようなまちづくりもしていかなければならないということをぜひ考えていながら町政をしていただきたい、考えていただきたいと思いますが、最後に町長、よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 福祉の充実とかそういう子育て支援、いろいろな面について環境整備は整えていくというのは、これは行政の使命であろうかと思っておりますので、でき得る限りのことは、予算の中でやっていけることは進めてまいりたいと考えます。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） よろしくをお願いします。

私の一般質問を終わります。

○議長（森本隆夫君） 7番田中議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に通告されました一般質問は全部終了しましたので、これをもって一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

あすは一般質問の予定となっておりますが、本日で全て終了しましたので、明日は休会したいと思いますと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、あすは休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時58分 散会